

GX 推進の支援スキームと関連の 国の動向について（経済産業省関連）

2026年5月20日

九州経済産業局資源エネルギー環境部

カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室

目 次

1. 最近の動向について
 - (1) 排出量取引制度
 - (2) GX戦略地域制度等
2. 九州経済産業局の取組
3. 支援制度について（経産省関係）

1. 最近の動向について

- ・ 本日の説明内容は、2026年5月1日現在、経済産業省から公表されている情報を元に九州経済産業局が整理したものです。最新情報については、経済産業省ホームページ等でご確認ください。

GX2040ビジョンの概要	
1. GX2040ビジョンの全体像 <ul style="list-style-type: none">・ ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化の影響、DXの進展や電化による電力需要の増加の影響など、将来見通しに対する不確実性が高まる中、GXに向けた投資の予見可能性を高めるため、より長期的な方向性を示す。	
2. GX産業構造 <ul style="list-style-type: none">・ ①革新技術をいかした新たなGX事業が次々と生まれ、②フルセットのサプライチェーンが、脱炭素エネルギーの利用やDXによって高度化された産業構造の実現を目指す。・ 上記を実現すべく、イノベーションの社会実装、GX産業につながる市場創造、中堅・中小企業のGX等を推進する。	5. GXを加速させるための個別分野の取組 <ul style="list-style-type: none">・ 個別分野（エネルギー、産業、くらし等）について、分野別投資戦略、エネルギー基本計画等に基づきGXの取組を加速する。・ 再生材の供給・利活用により、排出削減に効果を発揮。成長志向型の資源自律経済の確立に向け、2025年通常国会で資源有効利用促進法改正案提出を予定。
3. GX産業立地 <ul style="list-style-type: none">・ 今後は、脱炭素電力等のクリーンエネルギーを利用した製品・サービスが付加価値を生むGX産業が成長をけん引。・ クリーンエネルギーの地域偏在性を踏まえ、効率的、効果的に「新たな産業用地の整備」と「脱炭素電源の整備」を進め、地方創生と経済成長につなげていくことを目指す。	6. 成長志向型カーボンプライシング構想 <ul style="list-style-type: none">2025年通常国会でGX推進法改正案提出を予定。・ 排出量取引制度の本格稼働（2026年度～）<ul style="list-style-type: none">➢ 一定の排出規模以上（直接排出10万トン）の企業は業種を問わず一律に参加義務。➢ 業種特性等を考慮し対象事業者に排出枠を無償割当て。➢ 排出枠の上下限価格を設定し予見可能性を確保。・ 化石燃料賦課金の導入（2028年度～）<ul style="list-style-type: none">➢ 円滑かつ確実に導入・執行するための所要の措置を整備。
4. 現実的なトランジションの重要性と世界の脱炭素化への貢献 <ul style="list-style-type: none">・ 2050年CNに向けた取組を各国とも協調しながら進めつつ、現実的なトランジションを追求する必要。・ AZEC等の取組を通じ、世界各国の脱炭素化に貢献。	7. 公正な移行 <ul style="list-style-type: none">・ GXを推進する上で、公正な移行の観点から、新たに生まれる産業への労働移動等、必要な取組を進める。
8. GXに関する政策の実行状況の進捗と見直しについて <ul style="list-style-type: none">・ 今後もGX実行会議を始め適切な場で進捗状況の報告を行い、必要に応じた見直し等を効果的に行っていく。	

本日ご紹介する内容②

- ・ GX戦略地域制度
- ・ 脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

本日ご紹介する内容①

- ・ 排出量取引制度

炭素に対する賦課金（化石燃料賦課金）の導入

2028年度（令和10年度）から、経済産業大臣は、化石燃料の輸入事業者等に対して、輸入等する化石燃料に由来するCO2の量に応じて、化石燃料賦課金を徴収。

1. 最近の動向について ①排出量取引制度

成長志向型カーボンプライシング構想

• カーボンプライシングと投資支援策の組み合わせにより、10年間で150兆円を超える官民GX投資を実現。

① 「GX経済移行債」を活用した先行投資支援（10年間に20兆円規模）

② カーボンプライシングによるGX投資先行インセンティブ

【化石燃料賦課金】

- 28年度から導入

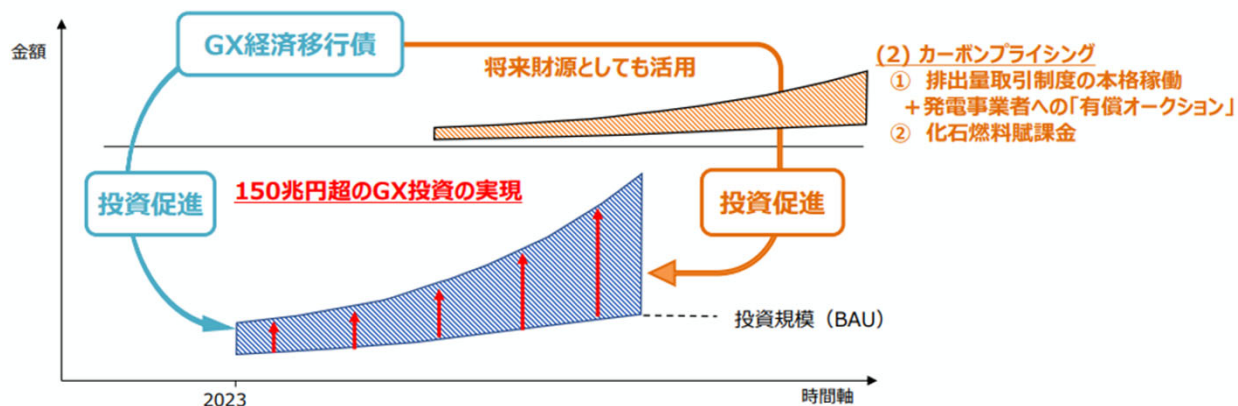
【排出量取引制度】

- 23年度からGXリーグにおいて試行的に開始、26年度から本格稼働

- 33年度からは発電事業者へ有償オークション導入

③ 新たな金融手法の活用

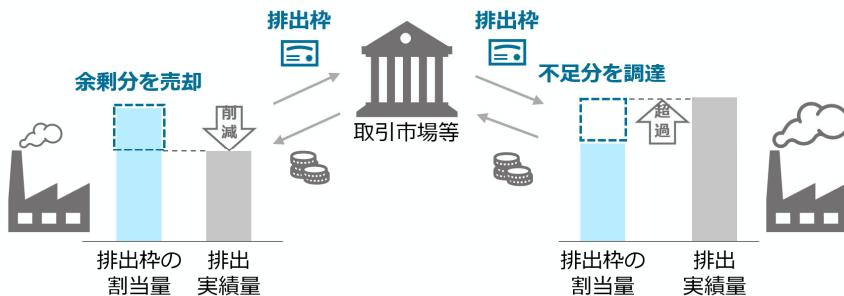
- トランジション・ファイナンスの推進、GX機構による債務保証等の金融支援等



1. 最近の動向について ①排出量取引制度

排出量取引制度について

- ・排出量取引制度は、二酸化炭素の直接排出量が前年度までの3年度平均で10万トン以上の事業者を対象に、2026年度から本格稼働します。
- ・政府が一定の基準の下、制度対象者に排出枠を割り当て、毎年度、排出実績量と同量の排出枠を法令に定める期限までに保有することを義務付けています。
- ・制度対象者は、排出枠の過不足に応じて、事業者間で排出枠を取引することができます。



制度詳細、マニュアル等については、経済産業省のホームページで公表されています。
「排出量取引制度」で検索するか、QRコードからアクセスできます。

https://www.meti.go.jp/policy/energy_environment/global_warming/ets.html



制度対応に関する情報	
マニュアル	
名称	
1. 手続の全体像 (セットアップマニュアル)	制度対象者が行うべきように当たって参照する必要があります。まずは本さい。
2. 届出・排出目標量等算定マニュアル	排出目標量等の算定やで解説しています。

1. 最近の動向について ①排出量取引制度

対象事業者について

- ・毎年度、事業者が自ら制度対象になるか否かを確認する必要があります。
- ・二酸化炭素の直接排出量の直近3年度平均（年度平均排出量）が10万トン以上の場合、本制度の対象となります。

◎ 判定方法の考え方

- ・前年度までの直近3年度におけるCO₂の直接排出量を平均した量（年度平均排出量）が10万t CO₂以上の事業者が。

◎ 事業者の定義

- ・判定は事業者単位で行う必要があり、子会社、関連会社等はいずれも別事業者として扱われます。
- ・ただし、事業者が密接関係者（子会社、関連会社等）と一体的にGX投資を行う場合には、密接関係者と共同での届出等が認められます。

◎ 排出量の計算方法

- ・①と②を合計した値が「CO₂の直接排出量」となります。
 - ①工場等のCO₂の直接排出量
 - ②輸送事業に係るCO₂の直接排出量 ※3

※3 一定の輸送能力（告示で定める）以上の事業者のみ対象

対象となる排出について

・ 直接排出（いわゆるScope 1）が対象です

直接の燃料や、製品の製造などの自らの活動を通じて直接的に排出するCO₂のこと。間接排出（他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う排出のこと。いわゆるScope 2は対象外です）



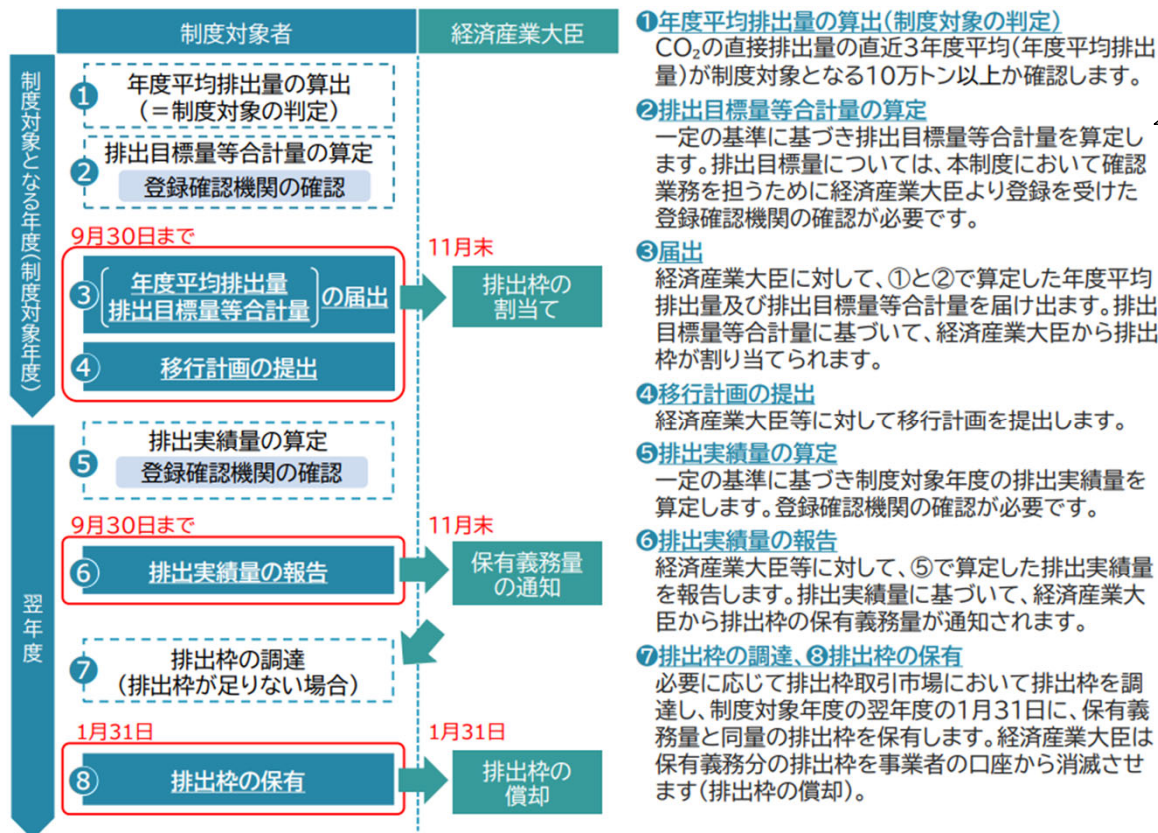
Scope1: 事業者自らによる温室効果ガスの直接排出(燃料の燃焼、工業プロセス)
Scope2: 他社から供給された電気、熱、蒸気の使用に伴う間接排出
Scope3: Scope1、Scope2以外の間接排出(事業者の活動に関連する他社の排出)

・ 二酸化炭素（CO₂）が対象です

CO₂以外の温室効果ガス（メタンなど）は対象外です。

1. 最近の動向について ①排出量取引制度

基本的な制度スケジュール（2027年度以降）



登録確認機関（令和8年4月末現在）
◎（一財）日本品質保証機構
◎ソコテック・サーティフィケーション・ジャパン（株）
◎日本検査キューエイ（株）
◎（株）ESGコンサルティング

※2026年度（制度開始初年度）は特例があります（次頁）。

（資料）経済産業省排出量取引制度リーフレットほか

1. 最近の動向について ①排出量取引制度

制度開始初年度の特例（2026年度に適用）

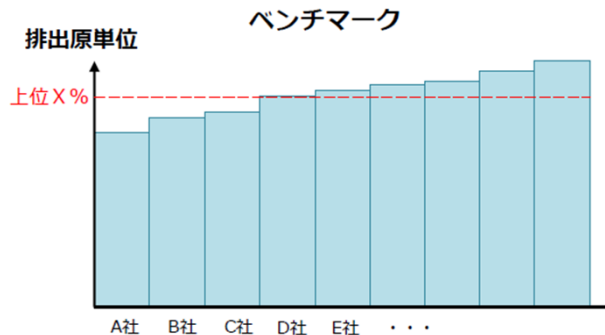
- 制度開始初年度である2026年度に制度対象となる場合については、**特例的なスケジュール**となります。
- 2027年度以降のスケジュールに記載のとおり、本来は制度対象年度（2026年度）に制度対象者が排出目標量等合計量の届出を行い、経済産業大臣が排出枠の割当てを行います。が、**2026年度に限り、排出目標量等合計量の届出及び排出枠の割当ては2027年度**となります。
- これにより、2026年度の提出事項は、届出（年度平均排出量）と移行計画のみとなり、登録確認機関の確認を要するものではありません。ただし、排出実績量等の算定対象期間は2026年度から開始されることから、**登録確認機関との契約等は2026年度のうちから取り組むことが推奨**されます。

横軸:制度対象年度 縦軸:スケジュール	2026年度(特例)	2027年度(通常)
2026年 9月30日まで	届出 〔年度平均排出量 排出目標量等合計量〕 移行計画の提出	
11月末	排出枠の割当て	
2027年 9月30日まで	届出(排出目標量等合計量) 排出実績量の報告	届出 〔年度平均排出量 排出目標量等合計量〕 移行計画の提出
11月末	排出枠の割当て 保有義務量の通知	排出枠の割当て
2028年 1月31日	排出枠の保有義務 排出枠の償却	
9月30日まで		排出実績量の報告
11月末		保有義務量の通知
2029年 1月31日		排出枠の保有義務 排出枠の償却

1. 最近の動向について ①排出量取引制度

割当てについて

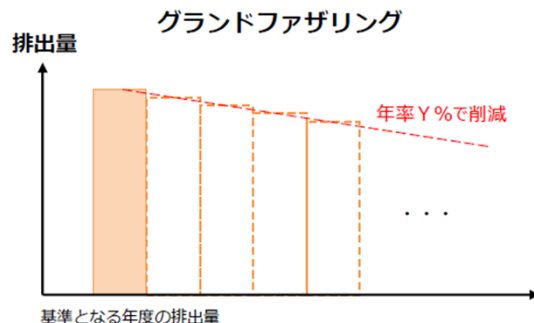
- 特に業種特性を考慮する必要性の高いエネルギー多消費分野等を中心にベンチマークを定め、これに基づいて企業ごとの割当量を算定。
- ベンチマークの水準は、業種ごとに、各社の製品生産量あたりの排出原単位を比較し、同業種内の上位X%に相当する水準としてそれぞれ定めることで、業種ごとの代替技術の導入状況等を考慮する。
- ベンチマークの設定が困難な業種については、基準となる年度の排出量に一定の削減率を乗じるグランドファザリング方式によって割当量を決定。



- 同業種内の上位X%水準(※)の排出原単位をベンチマークとして設定。
- 基準活動量(制度開始直前の3か年度(2023年度～2025年度)の生産量等の平均)にベンチマークを乗じて割当量を算定。

割当量 = 基準活動量 × 目指すべき排出原単位

※ 上位0%水準は、基準年度のデータに基づいて算定。水準は毎年度段階的に引き下げ、割当基準を強化。



- 過去の排出実績を基準に、毎年度一定比率で割当量が減少。
- 基準排出量(制度開始直前の3か年度(2023年度～2025年度)の排出量の平均)に一定の削減率を乗じて割当量を算定。

割当量 = 基準排出量 × (1 - 目指すべき削減率)

1. 最近の動向について

① 排出量取引制度

移行計画について

制度対象者は、毎年度、2030年度までの直接・間接排出量の削減目標や、投資計画の内容等に関する移行計画を作成し提出する必要があります。2026年度に制度対象となる事業者は、2026年9月30日までに提出いただくことが必要です。

移行計画は、経済産業大臣及び事業所管大臣によって、以下の記載事項 1 及び 2（2030年度の目標のみ）、4、5の内容が個社ごとに公表されます。

<移行計画の記載事項>

	項目
1. 前年度のCO ₂ 排出量	① 直接排出量(t-CO ₂) ② 間接排出量(t-CO ₂) ③ 合計量(t-CO ₂)
2. 2030年度までのCO ₂ 排出量の目標	① 直接排出量(t-CO ₂) ② 間接排出量(t-CO ₂) ③ 合計量(t-CO ₂)
3. 設備投資計画の内容・効果	① 実施する削減対策の内容 ② 該当する工場等又は輸送手段 ③ 着手/完了時期 ④ 排出削減効果(t-CO ₂ /年)
4. 研究開発投資の内容	① GX関連特許の出願番号・GX技術区分又はGI基金のプロジェクト名 ② 研究開発の内容 ③ 研究開発費用(円)
5. その他	① カーボンニュートラル実現に向けた戦略等が記載された各社の公表文書(中長期計画等)

(資料)経済産業省排出量取引制度リーフレット

1. 最近の動向について ②GX戦略地域制度／脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

「GX戦略地域制度」の創設

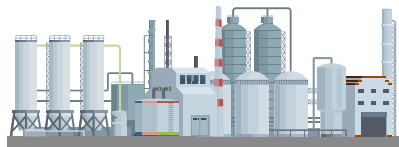
- 産業資源であるコンビナート跡地等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、「新たな産業クラスター」の創出を目指す「GX戦略地域制度」を創設する。
- ①～③類型では、自治体及び企業が計画を策定し、参画した上で、国が地域を選定し、支援と規制・制度改革（**国家戦略特区制度とも連携**）を一体的に措置する。④類型では、脱炭素電源を活用する事業者支援を行う。

「GX戦略地域制度」の類型

地域選定

①コンビナート等再生型

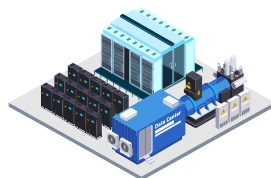
コンビナート跡地等を有効活用し、産業クラスターを形成



地域選定

②データセンター集積型

電力・通信インフラ整備の効率性を踏まえたDC集積及びそれを核とした産業クラスターを形成



地域選定

③脱炭素電源活用型 (GX産業団地)

脱炭素電源を活用した団地を整備し、当該電源を核とした産業クラスターを形成



事業者選定

④脱炭素電源地域貢献型

(脱炭素電源を活用し、当該電源の立地地域に貢献する事業者の設備投資を後押し)

地域選定のスケジュール（①～③類型）

12月23日
公募開始



公募

2月13日
〆切



一次審査※

4月24日
有望地域決定



計画の洗練／最終審査※

夏頃
最終決定



支援を実施

※外部有識者による審査委員会において審査

1. 最近の動向について

②GX戦略地域制度／脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

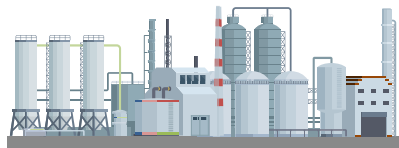
有望地域（4月24日公表）

「GX戦略地域制度」の類型

地域選定

①コンビナート等再生型

コンビナート跡地等を有効活用し、産業クラスターを形成



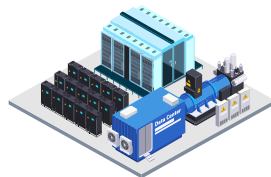
計6地域（※1）

千葉県、川崎市、兵庫県、香川県、岡山県、山口県

地域選定

②データセンター集積型

電力・通信インフラ整備の効率性を踏まえたDC集積及びそれを核とした産業クラスターを形成



計9地域（※2）

北海道、秋田県、宮城県、栃木県、茨城県、富山県、香川県、**福岡県**、**鹿児島県**

地域選定

③脱炭素電源活用型

（GX産業団地）

脱炭素電源を活用した団地を整備し、当該電源を核とした産業クラスターを形成



計23地域44拠点（※1）

北海道（稚内市、留萌市、帯広市、白糠町、苫小牧市、三笠市、石狩市、松前町、奥尻町）、青森県（青森市、八戸市、六戸町、六ヶ所村）、秋田県（秋田市、能代市）、山形県（酒田市、遊佐町）、岩手県八幡平市、岩手県金ケ崎町、福島県会津若松市、福島県浪江町、群馬県（伊勢崎市）、茨城県日立市、新潟県（聖籠町）、新潟県柏崎市、新潟県小千谷市、石川県志賀町、福井県（福井市、小浜市）、和歌山県（和歌山市、有田市）、京都府（京田辺市）、兵庫県神戸市、島根県松江市、**佐賀県鳥栖市**、**長崎県（東彼杵町）**、**鹿児島県薩摩川内市**、**鹿児島県いちき串木野市**

※1 コンビナート等再生型と脱炭素電源活用型における各地域の計画概要については、申請自治体とも調整の上、後日、HPIに公表予定。

※2 データセンター集積型については、各自治体内の候補エリア（市区町村）単位で審査／選定し、都道府県に対しては具体的な市町村名まで通知されているが、土地や電力の空押さえ等の動きを防止する観点から、都道府県名のみを公表。

1. 最近の動向について

②GX戦略地域制度／脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

- 産業資源であるコンビナート跡地等や地域に偏在する脱炭素電源等を核に、自治体／企業の発意で「新たな産業クラスター」の創出を目指す「GX戦略地域制度」を創設する。
- 地域選定を行う①～③類型と、事業者選定を行う④類型に整理。自治体／企業の相当なコミット及び計画への参画を前提として、国が産業クラスターの形成を支援と規制・制度改革の一体措置でサポートする。

	地域選定 ①コンビナート等再生型	地域選定 ②データセンター集積型	地域選定 ③脱炭素電源活用型 (GX産業団地)
概要	コンビナート跡地等を有効活用し、産業クラスターを形成	電力・通信インフラ整備の効率性を踏まえたDC集積及びそれを核とした産業クラスターを形成	脱炭素電源を活用した団地を整備し、当該電源を核とした産業クラスターを形成
選定要件	革新性、経済性、インパクトを伴う競争力の高い計画であること 等	<ul style="list-style-type: none"> 電力インフラの拡張余力、 地域共生 等 	<ul style="list-style-type: none"> 脱炭素電力100%を活用する団地を整備すること 脱炭素電力の供給増コミット 等
自治体及び企業のコミット／参画状況 ※計画は自治体及び企業が策定			
主な支援	<ul style="list-style-type: none"> 既存設備の転換支援、その他インフラ整備支援 用地転換支援（設備撤去等） JETROと協力した投資呼び込み GX推進機構による金融支援 等 	<ul style="list-style-type: none"> 先行的・計画的な電力系統の整備 通信インフラの整備支援 工業用水の確保に係る支援 AI開発・利活用に係る支援 	<ul style="list-style-type: none"> 公募申請の内容に応じて今後具体化 団地整備に係る総合サポート（事業環境整備／企業誘致等） 脱炭素電源や蓄電池等の整備支援
規制・制度改革（国家戦略特区と連携）			

事業者選定

④脱炭素電源地域貢献型
(脱炭素電源を活用し、当該電源の立地地域に貢献する事業者の設備投資を後押し)

1. 最近の動向について ②GX戦略地域制度／脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

国庫債務負担行為含め総額**2,100億円** 令和8年度予算 **400億円**

資源エネルギー庁電力・ガス事業部電力基盤整備課
GXグループ脱炭素成長型経済構造移行投資促進課
商務情報政策局情報産業課

事業の内容

事業目的

グローバル企業を中心とした脱炭素電源の活用ニーズは着実に拡大。また、国際情勢変化の中で、国産の脱炭素電源の供給力を高めていくことはますます重要な課題になっている。

本事業では、電力需要家による脱炭素電力の活用及び脱炭素電源立地自治体への貢献を条件に、需要家がGX関連投資をする際のCAPEX支援を行うことにより、脱炭素電力の供給増と国内GX関連投資の拡大を同時実現を目指す。

事業概要

脱炭素電源の立地地域に企業立地し、脱炭素電力を活用した付加価値の高い事業活動を行う場合に、当該企業立地に係る設備投資に対する支援を実施。

また、脱炭素電源立地地域への企業立地に加え、地域共生基金や企業版ふるさと納税等を通じて、遠隔地から脱炭素電源立地地域に貢献する企業についても、一定程度の支援を実施。

なお、脱炭素電源の供給増という最終的な目的を踏まえ、新設・再稼働電源等の活用による電力供給の増加見込みや、発電事業者による電源投資を促進するような電力供給契約（PPA）の有無も踏まえて支援強度を決定。

事業スキーム（対象者、対象行為、補助率等）



※補助率／補助上限額は、以下（A）～（C）の価値に応じて決定する
（A）使用する脱炭素電源の立地地域への貢献度合い（企業立地等）
（B）使用する脱炭素電源との紐づき（PPA等）
（C）使用する脱炭素電源の種類（新設・再稼働電源等）

成果目標

令和8年度から12年度の事業であり、中期的には脱炭素電源立地自治体への企業立地及びPPAなど脱炭素電源を需要家が支える事例の創出、長期的には脱炭素電力の供給増と国内GX関連投資の拡大を目指す。

1. 最近の動向について ②GX戦略地域制度／脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

- 脱炭素電源を活用して付加価値の高いGX関連投資を実施しつつ、活用電源の立地地域に貢献する事業者に対して、設備投資の支援を実施していく。

具体的な支援

1 脱炭素電源を活用する製造事業者への設備投資支援（補助率：最大1/2）※1

- 支援対象：建物費（土地代は除く）、機械装置費等
- 支援要件：一定規模以上の設備投資を行い、産業政策及びエネルギー政策の両面の観点で優れた設備投資であること
 - ・ 高付加価値な製品を製造し、産業競争力の強化に繋がる事業であること
 - ・ 脱炭素電力を100%活用すること、使用する脱炭素電源の立地都道府県／市区町村に貢献すること 等
- 支援強度：以下の（A）～（C）の価値に応じて、補助率／補助上限等を調整する。 ※価値の高さ：① > ②
 - A) 使用する電源の立地地域への貢献度合い
 - ① 使用する電源立地地域に企業立地
 - ② その他に企業立地し、使用する電源立地地域に対して地域共生基金への出えん、企業版ふるさと納税等
 - B) 電源との紐つき
 - ① PPA契約の活用
 - ② 脱炭素電力メニューの活用
 - C) 電源の種類
 - ① 新設・再稼働電源の活用
 - ② 既設電源※2の活用

2 脱炭素電源を活用するDCの整備支援（補助率：最大1/2）※1

- 支援対象：DC建物、冷却設備、受電設備等 ※GPU除く
- 支援要件：一定規模以上の設備投資を行い、産業政策及びエネルギー政策の両面の観点で優れた設備投資であること
 - ・ 脱炭素電力を100%活用していること、使用する脱炭素電源の立地都道府県／市区町村に貢献すること
 - ・ 日本の計算資源分野の競争力強化に資すること等
- 支援強度：上と同様。なお、DCの場合は使用電源の立地都道府県への企業立地を必須要件とする。

脱炭素電源地域
貢献型
（事業者支援）

※1 中堅・中小：最大1/2、大企業：最大1/3を想定

※2 既設電源は「脱炭素電力供給地域」に指定された都道府県のものに限る

1. 最近の動向について ②GX戦略地域制度／脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

■ 脱炭素電源を活用し付加価値の高いGX関連投資を実施しつつ、活用する電源の立地地域に貢献する事業者に対して設備投資の支援を実施する（補助率：最大1/2※1）。

支援対象 | 一定規模以上の設備投資※を行い、産業要件 & 脱炭素電源要件を満たす大企業～中小企業
※高付加価値な製品を製造する企業／DC事業者※2

産業要件 | (I) 対象分野の成長性／重要性、(II) 対象事業の競争力、(III) 支援の必要性等を総合的に評価

脱炭素要件 | 脱炭素電力を100%活用することを前提としつつ、以下の3つの観点から支援の強度（補助率／補助上限額）を決定
A) 使用する電源の立地地域への貢献度合い
（電源の立地都道府県に企業立地／その他に企業立地し、地域共生基金への出えん、企業版ふるさと納税等で貢献）
B) 電源との紐づき（自家発電・PPA／脱炭素電力メニュー）
C) 電源の種類（新設・再稼働電源／既設電源）

No.	使用する電源の立地地域への貢献度合い	電源との紐づき	電源の種類
1	電源の立地都道府県に企業立地	自家発電・PPA	新設・再稼働電源
2	電源の立地都道府県に企業立地	自家発電・PPA	既設電源 (脱炭素電力供給地域の電源のみ)
3	電源の立地都道府県に企業立地	脱炭素電力メニュー (企業立地している都道府県の非化石価値を活用したメニューに限る)	新設・再稼働電源 or 既設電源 (脱炭素電力供給地域の電源のみ)
4	その他に企業立地して貢献 (地域共生基金／企業版ふるさと納税等)	PPA	新設・再稼働電源
5	その他に企業立地して貢献 (地域共生基金／企業版ふるさと納税等)	PPA	既設電源 (脱炭素電力供給地域の電源のみ)

高い

支援
強度

※1 中堅・中小：最大1/2、大企業：最大1/3を想定、※2 DCについては、No.1～3のみを支援対象とする

1. 最近の動向について

②GX戦略地域制度／脱炭素電源地域貢献型投資促進事業

- 脱炭素電源を豊富に保有し、安定的に稼働させて大都市圏に貢献する地域への産業立地等により裨益を高めつつ、GX関連産業への電力供給を確保することが重要。こうした観点から、所定の要件を満たす「脱炭素電力供給地域」の電源を活用する事業者を支援対象とする。
- ただし、新設電源を活用する事業者に関しては、脱炭素電源の供給増に貢献するものとして、上記の地域に限らず支援対象とする。

指定方法・指定要件

指定方法

- 最新の電力調査統計（支援を実施する年度の前年度1年間）のデータ※を活用し、補助事業の公募に先立って「**脱炭素電力供給地域**」を指定する。

※都道府県別の発電実績及び電力需要実績

指定要件

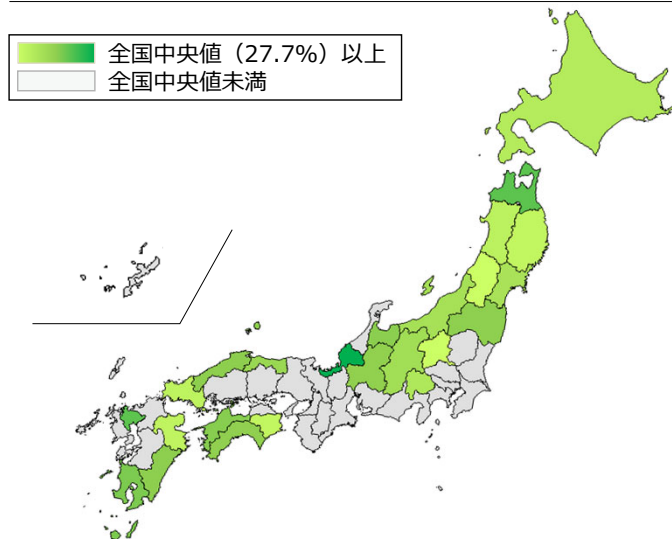
- 一の都道府県内における**脱炭素電力自給率**
「脱炭素電気※1の発電電力量(kWh)÷消費電力量」
が、全国中央値を基準として指定する値※2・3以上であること。

- ※1 脱炭素電気として、電力調査統計上の水力、原子力、風力、太陽光、地熱、バイオマス、廃棄物発電所の発電電力量をカウント。
- ※2 2016年度から2024年度への変化率から算出した、今後の予測増加率を適用した値（年約2%ずつ増加）。2025年度は30%を想定。
- ※3 脱炭素電力自給率の高さに応じた補助金採択審査上の加点も検討。

- 都道府県において、**脱炭素電源の供給増に係る計画**を策定し、**それが履行される見込みがあること**※。

※フォローアップすることを想定。真摯に履行されない場合の措置は検討中。

脱炭素電力自給率（2024年度）



（注）各都道府県における2024年4月～2025年3月の消費電力量に対する脱炭素電源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス、廃棄物、原子力）による発電電力量の割合。緑色が濃い地域ほど自給率が高い。

（出所）電力調査統計（都道府県別発電実績及び都道府県別電力需要実績、2025年12月2日時点）に基づき資源エネルギー庁作成

1. 最近の動向について ③「日本成長戦略」の柱としてのGX

「資源・エネルギー安全保障・GX」分野におけるロードマップ検討の方向性

- 「エネルギー安定供給」の重要性の高まり、「脱炭素」を軸とした国際競争の進展といった足元の情勢を踏まえると、
 - ①エネルギー自給率向上に直結する脱炭素電源・エネルギーの供給拡大、
 - ②「脱炭素」を軸としたグローバル競争に勝ち抜ける国際競争力を有する新産業の創出、
 - ③地政学リスクに対する産業の自律性確保
 等の観点から、エネルギー・GX分野における「危機管理投資」を加速していく必要。
- その実現に向け、「研究開発～サプライチェーン強靱化～需要開拓/市場開拓」の一連の流れに加え、その全体を支える横断的な取組を含めた8つの領域で、取組の強化/ロードマップの具体化を図る。

成長戦略の
方向性



取組強化
の視点

- ✓ 脱炭素電源の研究開発強化
(次世代型地熱、次世代革新炉等)
- ✓ GX型サプライチェーンにおいて
不可欠性を獲得しうる製品開発
(水電解装置、全固体電池等)
- ✓ AI・半導体の高性能・省エネ化
(光電融合・フィジカルAI等)

①研究開発

②サプライチェーン
強靱化

③需要創出/
④海外市場開拓

- ✓ サプライチェーンに不可欠な部素材の確保
(素材産業の構造転換・鉄スクラップ確保等)
- ✓ アジアを含めた国外への輸出も見据えた
「部素材から完成品まで」の国内製造拠点
の整備 (洋上風力等)
- ✓ GX製品の初期需要創出支援
(価格差に着目した支援、公共調達等)
- ✓ グローバルな市場開拓 (海外実証)
アジア大でのルール形成 (AZEC、トランジション・ファイナンス等)

⑤足元の脱炭素電源
・システム投資

⑥GX産業クラス
ター創出

⑦スタートアップ
の育成

⑧AIとGXの融合
(AX×GX)

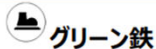
13

1. 最近の動向について ③「日本成長戦略」の柱としてのGX

必要な施策② サプライチェーン強靱化

- GX型サプライチェーンへの転換に向け、これまで、革新電炉への投資など、製造プロセス転換・製造設備投資支援を実施。
- 足元の情勢を踏まえ、A資源循環/原材料調達までを視野にいれた自律性向上投資、B国内外連携も活用したフルセットサプライチェーン構築、C需要の変化を踏まえた新たな市場開拓等の支援により、一層のサプライチェーン強靱化を図る。

A 資源循環/原材料調達までを視野にいれた自律性向上投資



グリーン鉄

分野例



設備投資支援（高炉から革新的な電炉への転換）

- JFEスチール：総事業費：約3,200億円（補助額：約1,000億円）
- 日本製鉄：総事業費：約8,700億円（補助額：約2,500億円）

これまでの取組



(出所) 日本製鉄

原材料確保のための設備投資支援
→高品位スクラップ鉄増産に向けた、リサイクル施設への設備投資支援

今後の取組の方向性



(出所) GX推進のためのグリーン鉄研究会

B 国内に不足する技術・知見の国外連携も活用したフルセットサプライチェーン構築



洋上風力



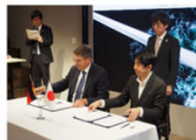
設備投資支援（洋上風力を支える関連メーカー）

- 駒井ハルテック：総事業費：約30億円（補助額：約10億円）
- 大島造船所：総事業費：約133億円（補助額：約44億円）

(出所) 駒井ハルテック HP



海外との連携・協業支援
→海外風車メーカーの技術・投資の呼び込み



C 需要の変化を踏まえた新たな市場の開拓



蓄電池



設備投資・技術開発支援（車載・定置用蓄電池）

※BEV向け・高容量を中心

- トヨタ自動車・Prime Planet Energy & Solutions等：総事業費：約3,300億円（最大補助額：約1,200億円）
- パナソニックエナジー・SUBARU：総事業費：約4,600億円（最大補助額：約1,600億円）等



(出所) Prime Planet Energy & Solutions

市場変化を踏まえた戦略のアップデート・投資支援
→BEVのみならず電動車全体、AIデータセンター、電力調整等の成長市場獲得に向け、高出力・長時間充放電・長寿命等の多角的競争力を支援
→蓄電池産業戦略も不断にアップデート



(出所) パナソニック エナジー



(出所) さくらインターネット

1. 最近の動向について ③「日本成長戦略」の柱としてのGX

必要な施策③ 需要創出：製品の特性を踏まえた「需要創出戦略」

- 需要創出はGX製品の社会実装・民間企業の投資決断の鍵となるもの。製品の特性に合わせて、①GX価値の見える化/②GX製品・サービスの積極調達/③持続的な動きとなるための制度整備等の仕組み作りを有機的に連携させる必要。
- 具体的には、製品別に、以下の視点を検討しながら、製品別に「需要創出戦略」を具体化し、必要な取組を加速。
 1. 国際的な産業競争力やエネルギー・経済の安全保障確保、また排出削減のインパクト等の「産業の特性」
 2. 革新的な技術開発や追加性のある設備投資、またGX価値の評価方法のルール化等の「GXの取組の進捗」
 3. 政府の支援後の市場構造や、その中での競争力確保に向けた戦略等に関する明確な「将来の出口戦略」

需要創出の政策手法

① GX価値の見える化

■ GX価値の特定

- 様々な種類があるGX価値のうち、主張したい価値及びその取得のためのプロセスの特定。

■ 算定・表示ルールの策定

- 当該価値について、適切な範囲に通用する形で、算定・表示等に関するルールの策定。

② GX製品・サービスの積極調達

■ 積極調達・購入支援

- GX製品・サービスを積極調達する企業・消費者へのインセンティブ付与。
- 購入者の判断を促すためのGX価値の表示（建築分野における建材CFP表示等）
- 公共調達の推進（グリーン購入法等）。

■ 初期・運用段階の費用面の支援

- GX製品・サービスの生産のコスト高が市場での実装に向けて一時的な障壁となる場合の支援。
- GX製品・サービスの特性等に基づき、初期段階だけでなく、生産・販売段階においても支援。

③ 制度整備等の仕組み作り

■ 規制・制度

- 一定の需要家を対象とした、GX価値の算定・表示、特定のGX製品・サービスの導入の原則化等に係る制度。

■ サプライチェーンでのGX価値の連鎖促進

- サプライチェーンが複雑で、個々の企業の成果が表面化しづらいものについて、サプライチェーンでのGX価値の移転等の仕組みの構築。

需要創出の政策実施にあたり必要な要素

3. 将来の出口戦略

- ① 政府による支援後のあるべき市場構造の具体化
- ② 海外市場も視野に、競争力確保に向けた戦略の明確化

+

2. GXの取組の進捗

- ① 革新的な技術開発や実装への投資
- ② 追加性のある設備投資、エネルギー・製造プロセスの転換
- ③ 業界としてのGX価値の評価方法のルール化・国際標準化

+

1. 産業の特性

- ① 当該産業が有する国際競争力（市場規模等も含む）
- ② エネルギー安定供給や経済安全保障への寄与（国としての自律性確保）
- ③ 排出削減のインパクト（2050年カーボンニュートラルへの寄与度）
- ④ 官民のシナジー（ガバメントリーチ、他領域への波及性等）

17

1. 最近の動向について ③「日本成長戦略」の柱としてのGX

必要な施策③ 需要創出：グリーン鉄の事例

- 鉄鋼業界は、高炉から革新電炉への転換に向けた大規模な設備投資をはじめ、**GXの取組が先行**。他方、**グリーン鉄の市場形成は不十分**のため、公共・民間部門での**需要創出・市場拡大**に向けた施策を推進。
- 公共部門では、**公共工事**について、2026年度からの試行工事を経て**2030年度以降に本格活用**。今後、試行工事等を通じて、サプライチェーンにおけるグリーン鉄の流通やGX価値の共有のノウハウ等について調査し、結果を発信。
- 民間部門では、**建築分野**での制度措置、**自動車分野**での支援策に加え、新たに2026年度から**建築分野（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）**や**造船分野（ゼロエミッション船）**でも、グリーン鉄使用への補助を開始。

鉄鋼業界のGXの取組

製造プロセス等転換に向けた大規模投資

- ◆ 高炉から革新的な電炉への転換に向けた**大規模な設備投資**を実施。
- ◆ 製鉄プロセスにおける水素活用に向けた**技術開発**を実施。

標準化・国際戦略

- ◆ 自らの排出削減活動について、**業界統一的なGX価値の評価方法のガイドラインを策定**。
- ◆ 上記の考え方が**国際ルール等**に反映されるよう働きかけ。

政府による需要創出の取組

官需

- 2026年度以降に**公共工事におけるグリーン鉄の試行工事を実施・順次拡大し、2030年度以降に本格活用**。
- 試行工事の期間からも**地方公共団体等によるグリーン鉄の活用を促進する観点も踏まえ、試行工事等を通じて、サプライチェーンにおけるグリーン鉄の流通やGX価値の共有のあり方やノウハウ等について調査を実施し、結果を積極的に発信**。
- **グリーン購入法（物品・役務）**を通じた、**公共調達におけるグリーン鉄の優先調達を推進**。

民需

- **建築**：建築物のライフサイクルカーボンの評価を促進する制度の2028年度開始に向け法案を提出。
ネット・ゼロ・エネルギー・ビルの建築におけるグリーン鉄使用への補助を2026年度より開始。
- **自動車**：グリーンエネルギー自動車導入補助金（CEV補助金）において環境負荷の低減及びGX推進に向けた鋼材の導入に関する自動車メーカーの計画・取組を評価する仕組みを2025年度より導入。
- **造船**：ゼロエミッション船等の建造時のグリーン鉄使用への補助を2026年度より開始。

【参考】GX推進のためのグリーン鉄研究会

https://www.meti.go.jp/shingikai/mono_info_service/green_steel/index.html

（資料）2026年4月16日GX実現に向けた専門家ワーキンググループ（第17回）「資源・エネルギー安全保障・GX」分野における成長戦略

1. 最近の動向について ③「日本成長戦略」の柱としてのGX

ロードマップ素案（抜粋）

【グリーン鉄】（資源・エネルギー安全保障・GX）

方向性

現状認識、日本の強み

- 鉄鋼は様々な製品や社会インフラに使用される重要な**基礎素材**。我が国の鉄鋼業は高強度、高加工性など、**高級鋼材を中心に競争力を有し、製造業の国際競争力強化に貢献**。
- 他方、欧州を中心に素材製造プロセスの脱炭素化を求める動きがあり、鋼材に対する需要家の嗜好が**変化する動き**が見られる。グリーン鉄の市場規模についても、**2050年に世界全体で5億トンにまで拡大するポテンシャル**があり、海外の競合企業においてもグリーン鉄の生産に向けた技術開発や投資を進める動きがある中、**他国に先駆けてグリーン鉄の国内生産・技術基盤の構築が急務**。

我が国の勝ち筋

主な課題 (ボトルネック)

- ・ 大型革新電炉等への初期投資負担
- ・ **安定的な高品位スクラップ鉄の確保**
- ・ **グリーン鉄への短期的な需要が不透明**
- ・ グリーン鉄のGX価値の見える化及び国際標準への反映が道半ば

講じるべき施策

- ・ 大型革新電炉の設備投資や水素還元製鉄の技術開発支援
- ・ **高品位スクラップ鉄増産に向けたリサイクル施設への設備投資支援**
- ・ グリーン鉄の国内初期需要創出（**公共工事におけるグリーン鉄の調達等**）
- ・ グリーン鉄のGX価値の国際標準への反映

目指すべき姿

- ・ 2030年代前半に、年約300万t以上の規模の高品質なグリーン鉄市場を国内外で獲得

1. 最近の動向について ③「日本成長戦略」の柱としてのGX

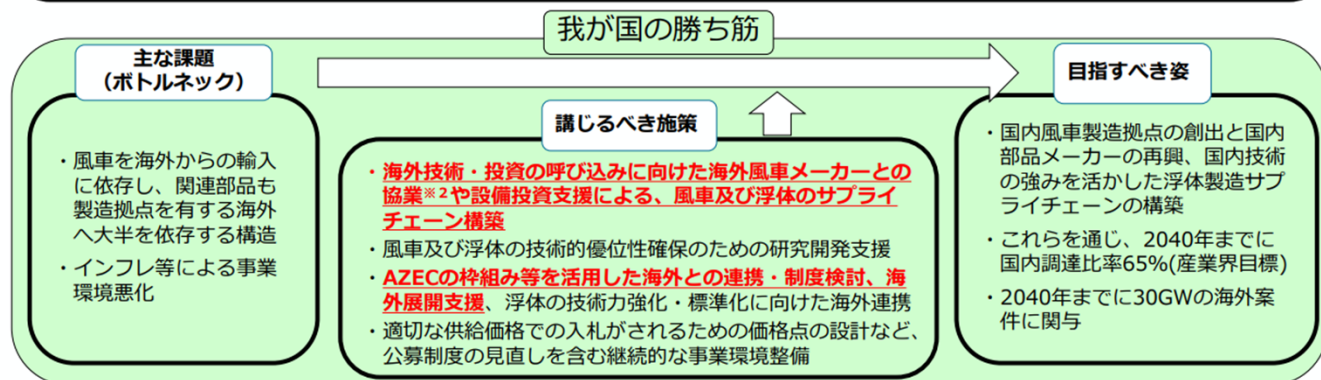
ロードマップ素案（抜粋）

【洋上風力】（資源・エネルギー安全保障・GX）

方向性

現状認識、日本の強み

- 再エネは国産脱炭素エネルギーとしてエネルギー安定供給・安全保障の鍵を握る「危機管理投資」。その中で、洋上風力は、世界市場の拡大、経済波及効果が期待され、再エネの主力電源化に向けた重要な電源。今後導入量は、2040年に300GW超（アジア・欧州の重点市場で約200GW）となる試算もあり、特に日本と気象・海象が類似するアジア太平洋地域では浮体式も含めて拡大が見込まれる。
- 過去国内風車メーカーは撤退したものの、**風車の核となるナセル※1内の部品製造の技術力**は残っており、今後、国内にナセル製造拠点が創出されれば、関連部品等で我が国技術を活かせる可能性。また、**浮体式における造船・鉄鋼技術の強み**を持つ。
- **海外風車メーカーの技術・投資を呼び込み、国内に風車サプライチェーンを確保**すると同時に、**浮体式の技術開発**を進め、風車及び浮体の**アジア太平洋地域等へのグローバル展開**を進めていく。



※1 ナセル：ブレードの回転を発電に変える風車の中核部品。

※2 海外風車メーカーとの間で、主に日系企業のサプライヤー参入促進や、中長期的な国内製造拠点の形成を視野に入れたサプライチェーン構築について協議。

【参考】洋上風力産業ビジョン（第2次）

ビジョンの背景・意義 ○「再エネ海域利用法」「洋上風力産業ビジョン（第1次）」に基づき、着床式の産業基盤構築が一定程度進展。DXやGXの進展による電力需要増加やエネルギー構造転換と産業政策を一体化させる世界の潮流の中、 2050年CN 実現に向け、「第7次エネルギー基本計画」「GX2040ビジョン」に基づき、エネルギー安定供給と脱炭素両立の観点から 再エネを主力電源として最大限導入 する必要。 ○洋上風力発電は、コストダウン・経済波及効果が見込まれ、地方創生に貢献する重要な電源。他方、欧州に比べ市場拡大が遅れ、国内技術を活用した大型風車の産業構築が大きな課題。 ○2050年には我が国と海象条件が類似するアジアが最大の市場となると見込まれ、我が国では再エネ海域利用法の改正により EEZへの設置許可制度が創設され、浮体式の導入を加速 させる段階。世界的にも浮体式は技術開発途上である中、我が国は 世界に冠する造船技術や素材・製造・海洋土木・維持管理技術 を有しており、 風車産業の高度化や浮体の大量生産等 が望まれる。 ○インフレ等で事業環境が悪化する中、更なる環境整備とともに、世界に引けをとらないスピードで 技術開発・コスト低減 を図り、我が国の優位性を高めつつ、EEZも含めた我が国の広大なポテンシャルを通じて、 海外との連携強化・投資・優れた技術の呼び込み を図り、 風車の産業構築を含め産業競争力を強化 する必要がある。		●政府の取組 ◆産業界の取組 ★官民連携の取組		
		将来像	取組の方向性	取組の指針
エネルギー政策 （脱炭素の実現・競争力ある電力の安定供給）	国内市場の創出 への対応 世界的なインフレ率への対応・魅力的なインフレ率	現状の取組 (インフレ等への対応) ●保証金の増額や価格調整スキーム導入など大規模投資を完遂させるための環境整備 (魅力的な国内市場の創出) ●主に着床式で約1GW/年の案件を形成(合計約6.1GW)、23の有望・準備区域 ●領海内JOGMECセントラル調査、系統確保スキームの開始 ●再エネ海域利用法の改正による、EEZにおける設置許可制度や国が海洋環境等調査を実施する制度の創設	I インフレ等への対応 ●公募の公平性を損わないことを前提として、 更なる制度の在り方を検討 ●インフレ等による費用増大を踏まえた 着床式発電コスト目標 (2035年までに8~9円/kWh)の早々の見直し及びインフレ等による費用増大や海外との気象・海象条件の違い等を踏まえた 浮体式発電コスト目標の検討 II 魅力的な国内市場の創出 ●2040年の浮体式に特化した案件形成目標に加え、早期の大規模領海内浮体式案件の形成目標を示すことで、事業者の投資を強力に促進 ●JOGMECセントラル調査のEEZへの拡充により案件形成を加速	●2040年までに 1.5 GW 以上の浮体式洋上風力の案件を形成(政府) ● 2029年度中を 目標に大規模浮体式洋上風力の案件を形成(政府) ● 着床式発電コスト目標 の早々の見直し(産業界)
	産業政策 (GX産業構築の推進)	産業・技術基盤の充実 (国内産業基盤の充実) ◆一部事業で風車以外の設備・建設の国内調達が進み、2040年国内調達比率目標60%を達成 ●基地港湾の指定・整備を進めている他、それらの利用を円滑化するための改正港湾法が成立 ●民間事業者により着床式に対応したSEP船等を建造 ●予見性確保のための需要予測の検討等、関係船舶の確保に向けた取り組みを推進 ●国内外投資促進に向けGX財源で浮体基礎製造等の支援 ★人材育成協議会(ECOWIND)と高等教育機関等によるトレーニング施設の整備、都道府県等による人材育成活動の実施 (技術基盤の充実)	III 国内産業基盤の充実 ◆ 風車ナセル又はブレードの国内製造・供給力強化に向けた国内調達比率目標の引き上げ ★ 風車の国産化 に向け複数のアプローチを想定し 体制構築 (海外風車メーカーや研究機関との連携、スタートアップなど)、 技術開発 、国内供給力強化に向けた 設備投資 等の推進 ★ 地元企業参画等を含め地域型サプライチェーン形成 (例えば、北海道、九州等)の推進、国内供給力強化に向けた 浮体基礎等の設備投資促進 、 産業形成・維持のための適切な評価と案件形成 ★ 浮体式に対応した施工・O&Mに必要な港湾等の基盤整備 と、そのための 調査・研究・実施体制の確保 ★現在検討中の需要予測の結果を踏まえ、官民の連携のもと、 関係船舶を適切に確保 ★ 人材育成・確保目標の設定 や他産業等への波及効果も考慮し総合的に地方創生に資する計画を産学官連携により策定、カリキュラムや拠点整備の推進	◆2040年までの国内調達比率を 6.5%以上 (産業界) ◆2040年までに洋上風力関連人材を約 4万人 育成・確保(産業界) ★2040年の案件形成目標に向け、大規模浮体式洋上風力の施工・O&M機能を確保(官民)
産業の展開 (グローバル市場への展開)	●企業間強力促進やサプライチェーン構築強化に向け、英国、デンマーク等の洋上風力先進国との連携 (標準化に向けた議論の主導) ◆技術力強化、共通課題の標準化に向け、FLOWRAIにおいて英国、デンマーク、ノルウェー等の産業界と連携	IV 技術基盤の充実 ★産業界協調、産学官連携の推進、EEZも見据えた 大水深等の過酷海域における浮体式実証の実施 や 風車の国産化 に向けた 技術開発 を含め 技術開発ロードマップ に基づく 技術開発の推進 ★ 風車 や次世代浮体式等の 技術開発・認証 のための 技術検証環境の整備 及びその計画策定 ★我が国の 施工技術 や 産業技術 を活かした 海上施工・O&Mの最適化 に必要な 技術開発の推進	V アジア太平洋に向けた製造拠点の創出 ●グローバル風車メーカーとの官民協力の枠組みを通じて、 グローバルサプライヤーの創出 や 風車主要製品の国内製造拠点の形成 を推進 ★ 発電事業者等の技術力強化 や 浮体基礎 等製造事業者の輸出展開に向けた 投資促進 等のための 海外展開目標の設定	★2040年までに国内発電事業者全体で 3.0 GW の 海外案件 に関与(官民) ◆2030年までに 欧州・アジア太平洋等1.0 GW の 地域と連携 (産業界)
		VI 標準化に向けた議論の主導 ◆ 欧州等との技術力強化 に加え、 アジア太平洋等 への 市場展開 に向けた 海外連携目標の設定 ◆ 将来の産業構造 を描きながら、我が国の 自動化・デジタル化・量産化技術 の強みを活かし、 共通基盤開発 を学と連携し 産業界 協調で進め、 海外諸機関 とも連携し、 標準化 に向けた 議論 を主導		

★ 地元企業参画等を含め地域型サプライチェーン形成(例えば、北海道、九州等)の推進、国内供給力強化に向けた浮体基礎等の設備投資促進、産業形成・維持のための適切な評価と案件形成

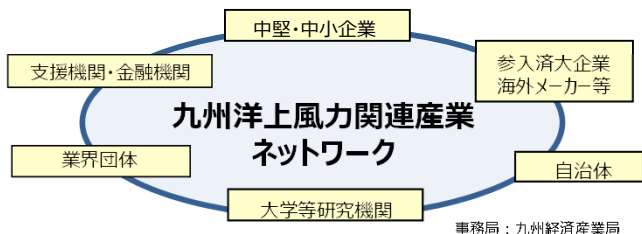
【参考】九州洋上風力関連産業ネットワーク について

- 令和4年度に実施した調査※の結果、地域企業が新規参入を検討するには「**全体的に情報が不足していて検討の端緒がつかめない**」状態にあり、また参入済・未参入を問わず、「**市場情報・他社とのネットワーク**」が不足し、「**販路開拓・関連企業とのマッチングの機会**」や「**最新技術や市場環境に関する情報提供**」の支援を求めていることが分かった。

※九州管内における洋上風力発電関連産業のサプライチェーン構築に向けた競争環境分析調査事業

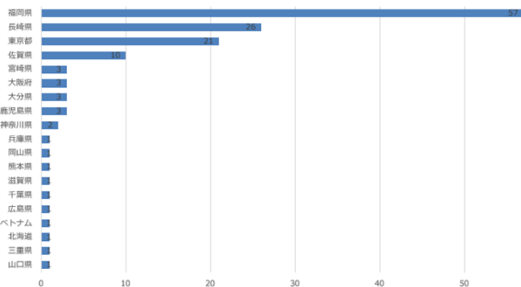
- このため、令和5年度に「**九州洋上風力関連産業ネットワーク**」を立ち上げ、セミナー開催、メルマガ配信、会員の設備情報の公開など情報発信を実施。
- 会員（企業）は製造業のほか、大手風車メーカーや建設土木工事業、商社等も参加。登録・参加費は無料で、自治体および九州外からの参加も歓迎。

ネットワークの詳細ページはこちら
<https://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/kankyo/offshorewind.html>

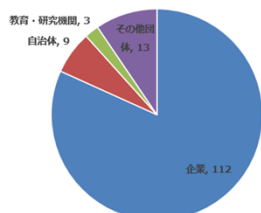


※会員数は159
 (令和8年2月末現在)

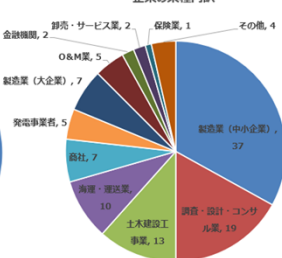
会員構成比（本社所在地）



会員構成比（所属）



企業の業種内訳



洋上風力発電分野へご関心をお持ちの企業や自治体、団体等の皆様へ

- 洋上風力に関する最新の国内外の動向が知りたい
- 九州管内におけるサプライチェーン参入のために他社の事例が知りたい
- 洋上風力に関する国等の支援制度が知りたい

→このようなニーズにお応えします！

【 会員募集中 】
九州洋上風力関連産業ネットワーク

「九州洋上風力関連産業ネットワーク」では、九州地域における洋上風力関連産業のサプライチェーン構築及び関連産業の育成、参入に向けた支援を行っています。（事務局：九州経済産業局）

ネットワークの主な活動

- 洋上風力に関する各種セミナー・船検会の実施
 - QRコードから九州経済産業局のHPにアクセスし、設置要領等を確認の上、お申し込みください。
- 最新の政策動向
 - 国等の洋上風力関連産業をリードする企業の取組
 - 参入済みの地域企業との事例
- 会員の設備・価格情報の公開
- 各種マッチングの支援
- 補助金等支援メニューの紹介
- その他、メルマガ等による情報提供

会員登録について（登録無料）

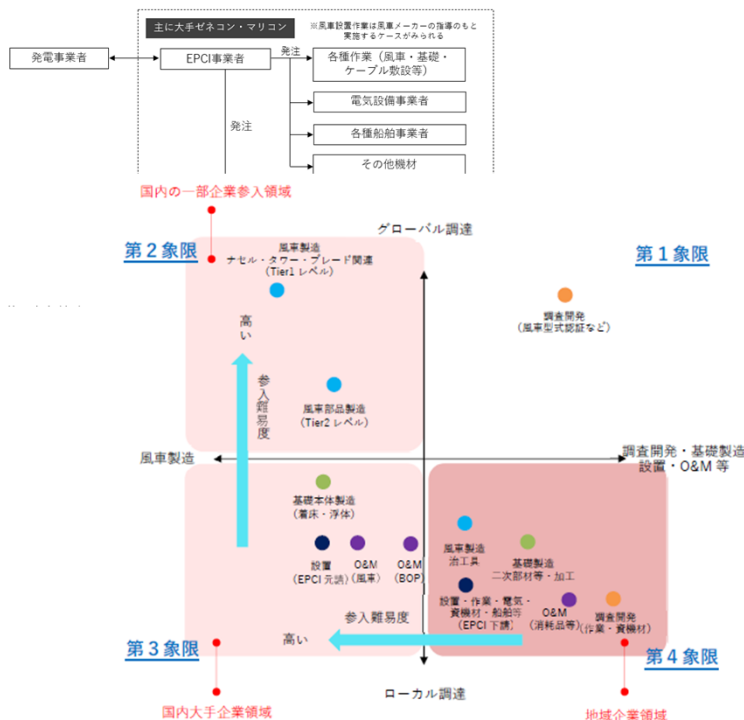
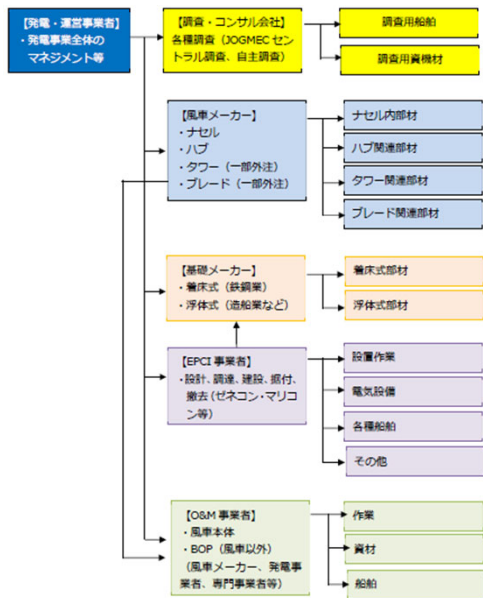
- QRコードから九州経済産業局のHPにアクセスし、設置要領等を確認の上、お申し込みください。
- 郵送・申込先はQRコードの売れこ確認ください。

九州洋上風力関連産業ネットワーク
事務局



- 地域企業が参入するために、誰にどうアプローチすれば良いかの参考となるよう、全国の先進企業へのヒアリングをもとに、発電事業者からの**発注の流れ**、**構成要素**、**地域企業の参入可能性**等 を整理した。報告書は九州経済産業局HPにて公表済み。

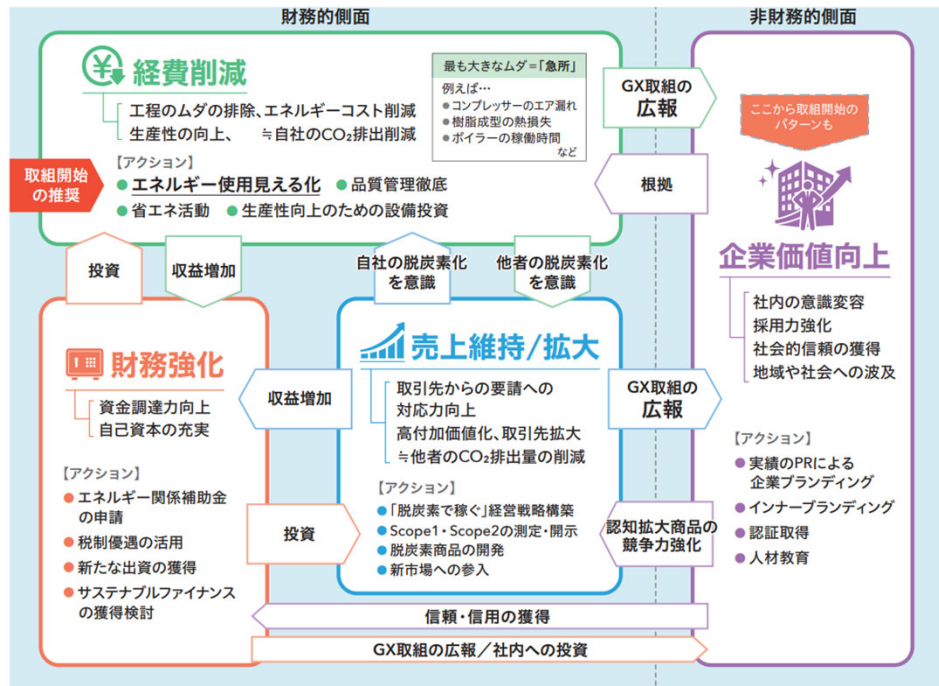
【図表 3-30 洋上風力関連産業の業界構造（全体図）



2. 九州経済産業局の取組

「経済合理的な脱炭素化の循環モデル」

手段や結果としての脱炭素がもたらす経営メリットについて、多くの先進企業を見ると、次の4つの視点（経営課題）で整理できる。また、これらの4つの取組は互いに連動する。



経費削減

エネルギーのムダを省くことは、直ちに利益率の改善につながると同時に脱炭素を進めることに。最も着手しやすく、効果が可視化されやすいため、多くの企業がここから脱炭素の取組をスタート。

売上維持・拡大

サプライチェーンの要請に応えることで取引を維持し、脱炭素製品の開発や高付加価値化によって新たな市場・顧客を獲得。

財務強化

「脱炭素」関連の補助金や優遇税制、有利な融資（サステナブルファイナンス）を引き出し、資金繰りを改善。

企業価値向上

取組を対外的に発信することで、ブランド力を向上。顧客からの信頼獲得や、採用力強化に直結。社内への発信が社員の誇りにつながり、意識改革を促すことも可能。

2. 九州経済産業局の取組

ガイドブック 中小企業の成長に“効く”脱炭素 収益を上げ企業価値を高める経済合理的なアプローチ

企業経営者や企画部門の担当者を念頭に、経営課題（4つの視点）別に、①脱炭素との関係性に対する捉え方、②効果的な取組、③先進企業の事例 等を整理。

(例)「売上維持・拡大」のページ

売上維持・拡大に“効く”脱炭素

脱炭素を新たな付加価値として選ばれる企業になる

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

【対応する経営課題】 売上への維持・拡大 取引先からの脱炭素に関する要請

具体的な情報提供で経営課題の解決

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

経営課題

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。

同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

脱炭素との関係性の捉え方

経営に“効く”取組のCheck

1. 取引先からの要請への積極的な対応

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

2. 脱炭素製品・脱炭素市場への参入

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

3. 高付加価値化

取引先からの脱炭素に関する要請への対応は、企業が売上を維持するうえで欠かせない取組です。同時に、脱炭素を新たな付加価値とすることで、既存市場での売上向上や新市場の開拓にもつながります。

【例】売上向上・新規市場開拓

経営課題の視点	経営課題の解決
取引先からの要請への積極的な対応	脱炭素製品への参入と市場開拓 脱炭素製品への参入と市場開拓 脱炭素製品への参入と市場開拓
脱炭素製品・脱炭素市場への参入	脱炭素製品への参入と市場開拓 脱炭素製品への参入と市場開拓 脱炭素製品への参入と市場開拓
高付加価値化	脱炭素製品への参入と市場開拓 脱炭素製品への参入と市場開拓 脱炭素製品への参入と市場開拓

効果的な取組 (考え方)

具体的手法

05 株式会社SANMATSU | 環境系 電気機器製造業

DXからGX経営への展開による売上上げ拡大

DXによる生産効率の向上とGXによる脱炭素による売上向上

2023年10月～2024年3月までの期間、売上は前年比10%増加し、利益は前年比15%増加しました。

【取組】

- DXによる生産効率の向上
- GXによる脱炭素による売上向上

【効果】

- 生産効率の向上による売上向上
- 脱炭素による売上向上

07 マトヤ技研工業株式会社 | 産廃処理業

長年の環境対応と自社技術による環境経営を実現

長年の環境対応と自社技術による環境経営を実現

2023年10月～2024年3月までの期間、売上は前年比10%増加し、利益は前年比15%増加しました。

【取組】

- 長年の環境対応と自社技術による環境経営

【効果】

- 長年の環境対応と自社技術による環境経営

06 田中铁工株式会社 | 電気系 電気機器製造業

脱炭素市場への挑戦を通過して、新たな事業モデルを構築

脱炭素市場への挑戦を通過して、新たな事業モデルを構築

2023年10月～2024年3月までの期間、売上は前年比10%増加し、利益は前年比15%増加しました。

【取組】

- 脱炭素市場への挑戦を通過して、新たな事業モデルを構築

【効果】

- 脱炭素市場への挑戦を通過して、新たな事業モデルを構築

08 株式会社北福岡 | 環境系 電気機器製造業

地域先住民向けの環境戦略、「E」整備と看板で新規客を獲得

地域先住民向けの環境戦略、「E」整備と看板で新規客を獲得

2023年10月～2024年3月までの期間、売上は前年比10%増加し、利益は前年比15%増加しました。

【取組】

- 地域先住民向けの環境戦略、「E」整備と看板で新規客を獲得

【効果】

- 地域先住民向けの環境戦略、「E」整備と看板で新規客を獲得

「経費削減」「財務強化」「企業価値向上」についても同様に作成

3. 支援制度について（経産省関係）

脱炭素に取り組むためのステップ

・脱炭素化への一般的なプロセスは

1. CNを知る→2. 排出量を測る→3. 削減を進める

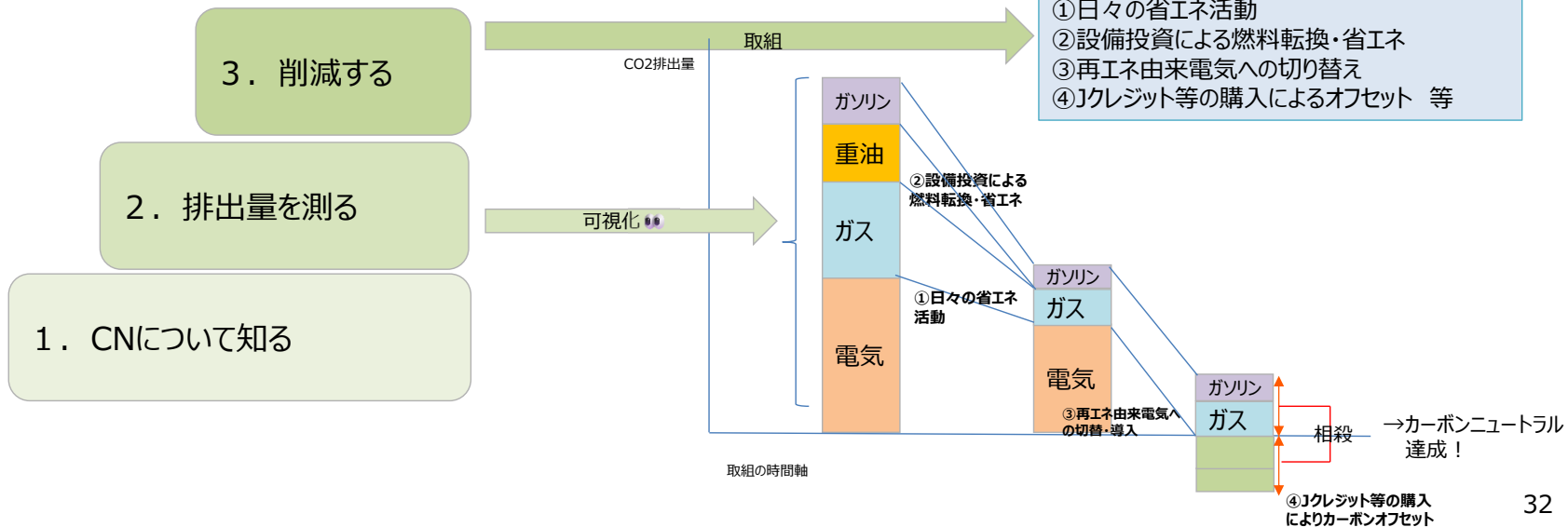
・「脱炭素」に取り組む段階に合わせた支援策を準備

脱炭素化の取組度合い

企業としてカーボンニュートラルの実現にむけて

CO2削減を進める、主な具体的手段

- ①日々の省エネ活動
- ②設備投資による燃料転換・省エネ
- ③再エネ由来電気への切り替え
- ④Jクレジット等の購入によるオフセット 等





CNについて知る

オンラインあり

- カーボンニュートラル相談窓口
- 事例集や関連情報サイト
 - グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム
 - 中小企業基盤整備機構Webサイト
 - 環境省 脱炭素化事業支援情報サイト



排出量を把握する

- 省エネ診断／省エネお助け隊
- CO₂排出量のセルフ診断ツール
- 排出量等算定ツール
- SHIFT事業（脱炭素技術等による工場・事業場の省CO₂化加速事業）



排出量を削減する

- 省エネ診断／省エネお助け隊（再掲）
- SHIFT事業（再掲）
- Scope3事業
- 新事業進出・ものづくり商業サービス補助金
- 中小企業省力化投資補助金
- 中小企業新事業進出補助金
- 省エネ・非化石転換補助金
- ZEB補助事業
- 脱炭素ビルリノベ事業
- クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV補助金）
- 省エネ設備投資利子補給金
- バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業
- ESGリース促進事業
- CN投資促進税制
- J-クレジット
- 自家消費型太陽光発電・蓄電池導入補助金
- 環境・エネルギー対策資金（GX関連）

- 中小企業・小規模事業者を対象としたカーボンニュートラル・脱炭素化の相談窓口。
- 相談対応に加え、カーボンニュートラルに向けたハンズオン支援も実施。
- 加えて、中小企業・小規模事業者向けに脱炭素化に取り組む理由や具体的な方法を動画で紹介。

九州の相談窓口 ※全国の中小機構地域本部にも設置されています

中小企業基盤整備機構 九州本部 企業支援課
電話番号 092-263-0300

(対面又はオンライン※事前予約制)

- 費用：無料（ハンズオン支援は有料）

- ✓ どのようにカーボンニュートラルに取り組んだらいいのかわからない。
- ✓ 取引先から自社製品・工程のCO2排出量の開示を求められて困っている。
- ✓ 環境へ配慮した取り組みのPR方法について知りたい。

詳しくはこちら 支援の概要、お問い合わせ、お申し込みはこちらから →



研修動画 研修動画の利用申込（無料）はこちらから →



https://www.smrj.go.jp/regional_hq/kyushu/sme/cn/index.html

- ☑ サイトには「カーボンニュートラル実現に向けたチェックシート」も掲載されていますので、ぜひ御活用ください。

脱炭素社会の実現に向け
カーボンニュートラル
に取り組む中小企業をサポートします！

カーボンニュートラルに取り組む中小企業の支援を開始しました。

カーボンニュートラルに取り組む企業への支援メニュー

●九州本部相談窓口（要予約・無料）
経験豊富な専門家による相談窓口を設置しています。4名体制でカーボンニュートラルや省エネ、SDGs経営に関する相談にお答えしています。相談時間は1回約1時間程度でもご利用可能です。予約制となっておりますので、事前のご予約をお願いします。オンライン対応も可能です。

●本部オンライン相談窓口（要予約・無料）
九州本部の窓口相談日程に合わない場合は、中小機構本部（東京）でもオンライン会議システムを用いた相談が可能です。毎週火曜日と木曜日に開設しています。

○ハンズオン支援（有料）
脱炭素・環境経営に向けた計画策定について、専門家を長期継続派遣する伴走型で支援します。相談を希望される場合は、一度お問い合わせください。

カーボンニュートラル関連の製品・技術を持つ企業向け

●シエグテックを活用した販路開拓/オープンイノベーション
ビジネスやデジタル/GoodTech上で、販路開拓やオープンイノベーションが可能です。不定期ですがオンライン商談会や海外企業とのマッチング/環境技術CEO商談会も開催しており、大手企業・海外企業の技術開発ニーズに対して、中小企業の強みが得意とする既存のカーボンニュートラルに資する技術や製品等のマッチングをサポートしています。

お問い合わせ先
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 九州本部 企業支援課 (電話：092-263-0300) 2023.5

事例集や関連情報サイト

グリーン・バリューチェーン・プラットフォーム

経産省・環境省・農水省で運営する情報プラットフォーム政策情報や各種ガイドライン等を網羅的に掲載。

https://www.env.go.jp/earth/ondanka/supply_chain/gvc/



中小企業・小規模事業者のためのカーボンニュートラル

中小企業基盤整備機構（中小機構）が運営するウェブサイト。自社の取組を確認できるセルフチェックシートのほか、中小機構や他機関の支援策、支援機関による支援事例、カーボンニュートラルに関するQ&A等を掲載。

https://j-net21.smrj.go.jp/solution/chusho_sdgs/carbonneutral.html



カーボンニュートラル実現に向けたチェックシート

以下の①から③にかかる自社の取り組みを確認できるセルフチェックシートを掲載しています。解説には取り組み方や詳細ページのリンクがまとめられていますので、是非ご利用ください。

- ① 知る ⇒ カーボンニュートラルの取り組み方や世の中の動きについて情報収集
- ② 測る ⇒ 自社のエネルギー使用に伴い発生するCO₂排出量の把握
- ③ 減らす ⇒ カーボンニュートラル実現に向けた実施計画の策定と実行

チェックシート (HTML) >

チェックシート (PDF) (PDF: 711 KB) >

専門家による相談窓口

中小企業・小規模事業者のカーボンニュートラル実現に向けたお悩みについて、専門家のアドバイスが受けられます。

[カーボンニュートラル相談窓口\(中小機構\)](#)

中小機構の施策

中小企業の目線で取り組むカーボンニュートラルの進め方 | 中小機構 (smrj.go.jp) >

カーボンニュートラルの進め方を解説するオンデマンド研修動画

カーボンニュートラルに関する相談 | 中小機構 (smrj.go.jp) >

CN相談(全国の事業者が対象。経験豊富な専門家によるカーボンニュートラル相談窓口)

ジェグテック | J-GoodTech (smrj.go.jp) >

E-SODAN ~いつでも経営相談室~ | 中小機構 (smrj.go.jp) >

E-SODAN(チャットで経営に関する相談ができるサービス)

ハンズオン支援(専門家派遣) | 中小機構 (smrj.go.jp) >

ハンズオン支援(脱炭素・環境経営に向けた計画策定について、専門家を長期派遣する特定型支援制度)

カーボンニュートラル診断ツールキット (KiduCO₂) | 中小機構 (smrj.go.jp) >

環境省 脱炭素化事業支援情報サイト

脱炭素化に向けた取組を支援するための補助・委託事業について、事業一覧、申請フロー、活用事例等を掲載。

<https://www.env.go.jp/earth/earth/ondanka/enetoku/>



カーボンニュートラルに関するQ&A

カーボンニュートラルに関し、経営者の悩みに専門家が答えます。

カーボンニュートラルにはどのように取り組んだらよいのでしょうか。

カーボンニュートラルをめざすSBTには中小企業も参加できますか。

支援機関によるカーボンニュートラル支援事例 動画

きらびし銀行×木造産業 >

十六銀行×愛工舎 >

日本政策金融公庫×橋本ダイカスト >

愛知県中小企業団体中央会×津島あぐり工房 >

札幌商工会議所×じゃがいもはうす >

浜松商工会議所×沢根スプリング >

岐阜信用金庫×桜江物産 >

その他支援機関の施策の例

CO₂チェックシート「日商エネルギー・環境ナビ」(jcci.or.jp) >

CO₂チェックシート(日本商工会議所)(月々の使用料(量)を記録するだけで、エネルギー使用量の月別推移や平均使用料をグラフ化し、エネルギー使用量やCO₂排出量の「見える化」ができる算出シート)

省エネ・節電ポータルサイト(一般財団法人省エネルギーセンター) >

無料講師派遣、省エネセルフ診断ツール、省エネ最適化診断等を実施

グリーン・バリューチェーンプラットフォーム(環境省・経済産業省・農林水産省) >

「脱炭素経営」の総合情報プラットフォーム

省エネお助け隊 >

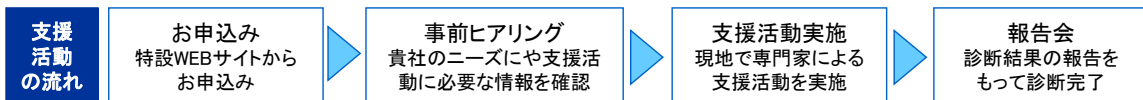
省エネ診断、伴走支援等を実施

(資料) 各ウェブサイト



<https://shoeneshindan.jp/>

- 省エネの専門家が工場・ビル・店舗等のエネルギーの使用状況を把握し、省エネできる改善項目を提案します。
- 希望に応じて、省エネお助け隊やその他診断機関が実施した省エネ診断結果を基に、省エネ取組と一緒に進めていくためのサポートを実施します。



1 ウォークスルー診断

設備の管理状況を診断し、エネルギーの無駄遣いや省エネにつながるヒントを見つけ、コスト削減の提案をします。

①設備単位プラン

負担額：6,006円/設備
※最大2設備まで組合せ可能

設備単位プランの対象設備



②工場・事業所全体プラン

診断プラン	負担額	年間エネルギー使用料	延床面積	事業所の規模
300kl 診断プラン	16,016円	300kl以下	1,000㎡以下	—
1,500kl 診断プラン	22,022円	300kl超～1,500kl以下	1,000㎡超～2,000㎡以下	2棟以上又は4階建て以上
3,000kl 診断プラン	28,028円	1,500kl超～3,000kl以下	2,000㎡超～5,000㎡以下	3棟以上又は7階建て以上
カスタム 診断プラン	28,028～51,051円	3,000kl超	5,000㎡超	4棟以上又は10階建て以上

2 IT診断

実測データから、設備/プロセスごとのエネルギー使用状況を見える化・分析。計測しないと分からないエネルギーの無駄を見つけ、改善提案を行います。

負担額：22,000～110,000円程度
(最大220,000円)

3 伴走支援

設備更新の最適仕様の調査、補助金等の申請サポート、省エネ・再エネ取組の定着支援等、幅広いサポートをします。

負担額：11,000～22,000円程度
(最大51,051円)



<https://www.shindan-net.jp/>

- 工場、ビル全体を包括的に診断します。
- 省エネ診断による使用エネルギー削減に加え、再エネを組み合わせで提案します。

支援
活動
の流れ

お申込み
特設WEBサイトから
お申込み

現地診断
実際の設備使用状況や
運転管理状況等を確認

報告書提出

診断結果説明会
提案内容の実施に
向けたアドバイス

※クイック診断を除く

1 診断メニュー・料金

	診断メニュー	年間エネルギー 使用量目安	料金 (税込)
クイック診断 ※1	専門家1人診断(説明会なし)	100kL未満	9,460円
ベーシック A診断	専門家1人診断 +診断結果説明会	300kL未満	12,760円
ベーシック B診断	専門家2人診断 +診断結果説明会 (説明会は1人)	300~ 1,500kL未満	20,240円
ベーシック 大規模診断	事前打合せ(2人) +専門家2人診断 +診断結果説明会	1,500kL以上	34,470円
データプラスA ※	事前打合せ(1人) +専門家1人診断 +診断結果説明会	300kL未満	16,170円
データプラスB ※	事前打合せ(1人) +専門家2人診断 +診断結果説明会	300kL~ 1,500kL未満	23,760円

※通常の省エネ最適化診断にスマートメーターのデータを活用・分析を組み合わせた診断サービス

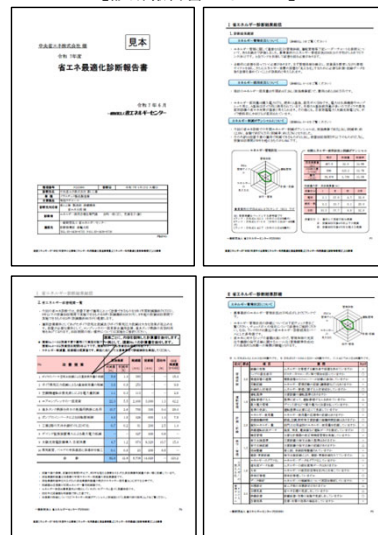
2 診断及び提案項目

- 設備・機器の最適な使い方
- メンテナンス方法の改善による省エネ
- 温度、照度など設定値の適正化
- 高効率機器への更新
- 排熱等エネルギーロスの改善、有効利用
- 太陽光発電など再エネ設備導入提案

3 診断結果の説明

- 経営層やエネルギー管理者の方に、提案内容や実施方法について丁寧に説明
- 提案内容による改善効果
エネルギー削減量、コスト削減額、CO₂削減量
 - エネルギー管理に関するアドバイス

【診断報告書のイメージ】



CO₂排出量のセルフ診断ツール

調べたい事業所の業種、所在地（都道府県）、エネルギー使用量を入力すると、CO₂排出量が計算可能。

更に、エネルギー管理状況などの質問項目に答えると、過去の診断結果を参考にして、エネルギー使用量の同業他社との比較や、省エネポテンシャル、具体的な省エネ対策項目がわかる。



<https://www.shindan-net.jp/selfcheck>



（資料）一般財団法人省エネルギーセンターホームページ

排出量等算定ツール

①日本商工会議所 CO₂チェックシート

エクセルで簡単・自動計算可能なCO₂排出量を「見える化」できるツール。

<https://eco.jcci.or.jp/checksheet>



②省エネ法・温対法・フロン法電子報告システム（EEGS）

温室効果ガス排出量（エネルギー起源CO₂を含む）を算定可能。温対法・フロン法の報告について、EEGSのユーザアカウント取得前に国への報告が必要かどうか判定できる。温対法の報告対象外となった場合でも、温室効果ガス排出量（エネルギー起源CO₂を含む）を任意で公表できる。

<https://eegs.env.go.jp/eegs-report/login>



③設備更新等によるCO₂削減効果の算定ツール（工場・事業場の脱炭素化推進支援サイト）

工場・事業場における設備更新によるCO₂削減効果を簡易的に算定できるツール。

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kojojigyoyo.html>



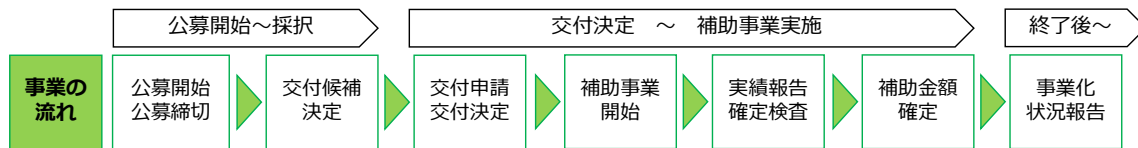
ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金



<https://portal.monodukuri-hojo.jp/>

活用事例
も紹介中

以下は5月8日で締切となった第23次「ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金」の概要です。
 今後は「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」として公募される予定です（詳細未定）。



基本要件

中小企業・小規模事業者等が、革新的な製品・サービス開発を行い、

- ①付加価値額の年平均成長率が+3.0%以上増加
- ②1人あたり給与支給総額の年平均成長率が3.5%以上
- ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における最低賃金+30円以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等（従業員21名以上の場合のみ）

の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

※3～5年の事業計画に基づき事業を実施していただくとともに、毎年、事業化状況報告を提出いただき、事業成果を確認します。
 ※基本要件等が未達の場合、補助金返還義務があります。グローバル枠には追加の要件があります。

事業枠

	製品・サービス高付加価値化枠	グローバル枠
要件	革新的な新製品・新サービスの開発による高付加価値化	海外需要開拓を行う事業
補助上限	従業員数 5人以下 750万円 6～20人 1,000万円 21～50人 1,500万円 51人以上 2,500万円	3,000万円
補助率	中小企業1/2、小規模・再生2/3	中小企業1/2、小規模2/3
補助対象経費	<共通>機械装置・システム構築費（必須）、 技術導入費、専門家経費、運搬費、クラウドサービス利用費、原材料費、外注費、 知的財産権等関連経費 <グローバル枠のうち、海外市場開拓（輸出）に関する事業のみ> 海外旅費、通訳・翻訳費、広告宣伝・販売促進費	
その他	収益納付は求めません。	

中小企業・小規模事業者等の生産性向上や持続的な賃上げに向けた新製品・新サービスの開発に必要な設備投資等を支援します。

大幅な賃上げに取り組む事業者は、補助上限額を100～1,000万円引き上げる特例措置あり
 （引き上げの額は従業員数による）

最低賃金の引き上げに取り組む事業者は、補助率を2/3に引き上げる措置あり

※申請にあたっては、事前に**GビズIDプライムアカウント**の取得が必要となります。未取得の方はお早めに利用登録を行ってください。

中小企業省力化投資補助金



<https://shoryokuka.smrj.go.jp/>

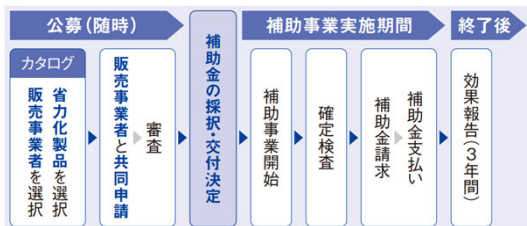
清掃ロボット 券売機 無人搬送AVG-AMR
 オートラバー 5軸制御マシニングセンタ スチームコンベクションオープン
 配膳ロボット 測量機 印刷用インキ自動計量装置
 バランス装置

**カタログ掲載製品の
カテゴリ例**

- ・**手不足解消**に効果のある「**省力化投資**」を**後押し**するための支援です。
- ・「**カタログ注文型**」と「**一般型**」があります。

カタログ注文型

- ・対象製品の**リスト（カタログ）**に登録された汎用製品から事業課題に合わせて省力化製品を選択できます。
- ・申請手続きが簡易で、申請から交付決定まで最短1ヶ月。随時公募受付のため、いつでも申請が可能です。
- ・省力化製品の「**販売事業者**」が、省力化製品の導入と補助金申請・手続きをサポートします（共同申請）。

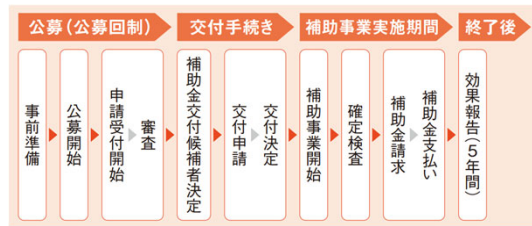


省力化製品を対象製品のリスト(カタログ)から選んで導入し、販売事業者と共同で「**労働生産性年平均成長率3%向上**」を目指す事業計画に取り組むものが対象

従業員数	補助率	補助上限額	大規模な賃上げを行う場合
5名以下	1/2以下	200万円	300万円
6～20名		500万円	750万円
21名以上		1,000万円	1,500万円

一般型

- ・**オーダーメイド・セミオーダーメイド性**のある設備導入・システム構築など、多様なニーズに応えます。
- ・公募回制で、省力化指数などに関する詳細な事業実施計画を作成。3ヶ月程度の審査を経て、交付決定されます。
- ・大幅賃上げ特例（補助上限額アップ）、最低賃金引き上げ特例（補助率2/3にアップ）があります。



省力化効果のあるオーダーメイド・セミオーダーメイド性のある設備やシステムなどを導入し、「**労働生産性年平均成長率4%向上**」を目指す事業計画に取り組むものが対象

従業員数	補助率	補助上限額	大規模な賃上げを行う場合
5名以下	中小企業 1/2	750万円	1,000万円
6～20名		1,500万円	2,000万円
21～50名	小規模・再生 2/3	3,000万円	4,000万円
51～100名		5,000万円	6,500万円
101名以上		8,000万円	1億円

中小企業新事業進出補助金



<https://shinjigyuu-shinshutsu.smrj.go.jp/>

「新規事業進出指針」に示す「新事業進出」の定義に該当する必要があります。

新事業進出の該当要件は、以下により構成されています。

- (1) 製品等の新規性要件
- (2) 市場の新規性要件
- (3) 新事業売上要件

詳しくはこちらをご覧ください



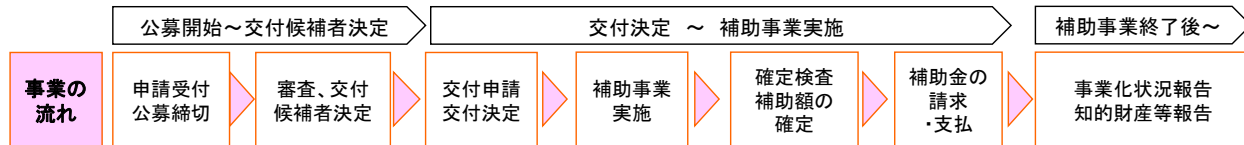
https://shinjigyuu-shinshutsu.smrj.go.jp/docs/shinjigyuu_shishin.pdf

公募期間

公募開始日 令和8年3月27日(金)
 申請開始日 令和8年5月19日(火)
 申請締切日 令和8年6月19日(金)18時

※申請にあたっては、事前に**GビズIDプライムアカウント**の取得が必要となります。未取得の方はお早めに利用登録を行ってください。

・既存の事業とは異なる、新市場・高付加価値事業への進出にかかる設備投資等を支援します。



基本要件

中小企業等が、企業の成長・拡大に向けた新規事業(※)への挑戦を行い、(※事業者にとって新製品(又は新サービス)を新規顧客に提供する新たな挑戦であること)

- ①付加価値額の年平均成長率が+4.0%以上増加
- ②補助事業終了後3～5年の事業計画期間において、一人当たり給与支給総額の年平均成長率を3.5%以上増加させること
- ③事業所内最低賃金が事業実施都道府県における地域別最低賃金+30円以上の水準
- ④次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画を公表等の基本要件を全て満たす3～5年の事業計画に取り組むこと。

項目	内容
補助対象者	企業の成長・拡大に向けた新規事業への挑戦を行う中小企業等
補助上限	従業員数20人以下 2,500万円(3,000万円) 従業員数21～50人 4,000万円(5,000万円) 従業員数51～100人 5,500万円(7,000万円) 従業員数101人以上 7,000万円(9,000万円) ※補助下限750万円 ※大幅賃上げ特例適用事業者(事業計画期間において①事業場内最低賃金+50円、②給与支給総額+6%を達成)の場合、補助上限額を上乗せ。(上記カッコ内の金額は特例適用後の上限額。)
補助率	1/2(2/3) ※地域別最低賃金引上げ特例適用事業者(指定する一定期間において、3カ月以上改定後の地域別最低賃金未達で雇用している従業員が全従業員の30%以上いる事業者)の場合、補助率を引上げ。(上記カッコ内は特例適用後の補助率。)
補助対象経費	機械装置・システム構築費、建物費、運搬費、技術導入費、知的財産権等関連経費、外注費、専門家経費、クラウドサービス利用費、広告宣伝・販売促進費
その他	基本要件②、③が未達の場合、未達成率に応じて補助金返還を求めます。ただし、付加価値が増加していないかつ企業全体として営業利益が赤字の場合や天災など、事業者の責めに帰さない理由がある場合は返還を免除します。

省エネ・非化石転換補助金



省エネ設備の更新にかかる設備費等の費用を補助します。
類型によっては省エネ効果の要件等が設定されています。

<https://syouenehojyokin.sii.or.jp/>

第2次公募 6月上旬～7月上旬(予定)

活用事例も
紹介中

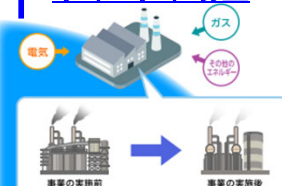
エネルギー需要最適化型

SIIに登録されたエネルギーマネジメントシステム(EMS)機器を導入する事業
【補助率】中小企業 1/2以内 大企業 1/3以内
【補助金上限額】1億



(IV) エネルギー需要最適化型

事業・事業場型

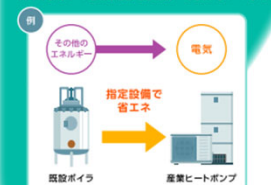


(I) 工場・事業場型

予め指定された先進設備・システム、設計が伴うオーダーメイド型設備、高効率な設備として登録及び公表した指定設備などを活用して工場・事業場全体で大規模な省エネ化を図る事業

(II) 電化・脱炭素燃転型

化石燃料から電気への転換および低炭素な燃料への転換など、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業



電化・脱炭素燃転型

化石燃料から電気への転換や、より低炭素な燃料への転換等、電化や脱炭素目的の燃料転換を伴う高効率な設備(指定設備)へ更新等する事業
【補助率】1/2以内 【補助金上限額】最大5億円(内容による)

A 先進枠

SIIが予め採択した先進設備・システムへ更新等する事業
【対象設備】先進設備・システム
【補助率】中小企業 2/3以内
大企業 1/2以内
【補助金上限額】15億～最大40億円 ※
※事業年度・連携事業等によって異なる

B 一般枠、中小企業投資促進枠

機械設計が伴う設備又は事業者の使用目的や用途に合わせて設計・製造する設備、又はSIIが予め公表した指定設備へ更新等する事業
【対象設備】オーダーメイド設備又は指定設備
【補助率】中小企業 1/2以内(※)
大企業 1/3以内(※)
【補助金上限額】15億～最大40億円(※)
※枠、事業年度、連携事業等によって異なる

C サプライチェーン連携枠

サプライチェーン上の4者以上が共同で立案した設備更新計画を支援する事業(その他、Bと同じ)
【対象設備】オーダーメイド設備又は指定設備
【補助率】中小企業 1/2以内
大企業 1/3以内
【補助金上限額】15億～最大30億円(※)
※事業年度等によって異なる

GX設備単位型・設備単位型

A 従来枠

SIIが予め定めた「指定設備」へ更新する事業
【補助率】1/3以内
【補助金上限額】1億円
【対象設備】ユーティリティ設備、生産設備

B メーカー強化枠

従来枠の要件に加えて、GX要件を満たしたメーカーの「指定設備」へ更新する事業
【補助率】1/3以内
【補助金上限額】3億円
【対象設備】ユーティリティ設備、生産設備

C トップ性能枠

GXへの取組を表明しているメーカーの指定設備のうちSIIが定めた「トップ性能基準」を満たす設備を導入(更新・新設)する事業
【補助率】更新 1/2以内、新設 1/3以内
【補助金上限額】3億円
【対象設備】ユーティリティ設備の一部

(III) GX設備単位型 (III) 設備単位型

SIIが高効率な設備として公表した省エネ性能の高い特定のユーティリティ設備、生産設備等へ更新する事業



クリーンエネルギー自動車補助金(CEV補助金)

導入段階にある電気自動車や燃料電池自動車等について、購入費用を一部補助

●補助対象例



(資料) 経済産業省ホームページ

●補助金額

種別	基本の補助額	加算額
EV	上限額 125万円	最大 5万円
軽EV	上限額 55万円	最大 3万円
PHEV	上限額 80万円	最大 5万円
FCV	上限額 145万円	最大 5万円

※メーカー希望小売価格(税抜)が840万円以上の車両は、算定された補助額に価格係数0.8を乗じる。

※車両の評価に加え、自動車メーカーの取組を総合的に評価して補助額を決定

具体的な金額は、車種・型式ごとに設定されています。

次世代自動車振興センターのホームページに一覧表があります。

車両以外の補助メニューもあります。

詳しくは次世代自動車振興センターホームページをご覧ください。



<https://www.cev-pc.or.jp/>

(資料) 経済産業省ホームページ、次世代自動車振興センターホームページ

カーボンニュートラルに向けた投資促進税制（CN税制）

- 温室効果ガス2030年度46%削減、2050年カーボンニュートラルの実現には、**民間企業による脱炭素効果の高い投資の加速が不可欠。**
- **今後も企業の脱炭素投資を後押しするため**、生産工程を効率化する等炭素生産性を向上させる設備の導入時に活用可能な**カーボンニュートラル投資促進税制を拡充・延長等**する。

改正概要

【適用期限：2028年3月31日までにエネルギー利用環境負荷低減事業適応計画の認定を受け、その認定を受けた日から同日以後3年を経過する日まで】

- 産業競争力強化法の計画認定制度に基づく生産工程等の脱炭素化と付加価値向上を両立する設備の導入に対して、最大8%の税額控除（中小企業者等※1の場合は最大10%）又は30%の特別償却※2を措置※3。
- 炭素生産性の向上率を以下のとおり見直し。特定大企業※3がサプライチェーン上の中小企業者等の排出削減を目指す取組を支援した場合、炭素生産性の向上率は現行どおり。

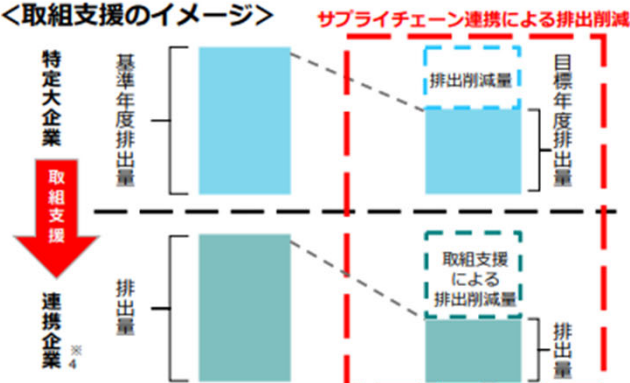
＜炭素生産性の相当程度の向上と措置内容＞

企業区分	現行		改正後	
	炭素生産性の向上率	税制措置	炭素生産性の向上率	税制措置（令和8・9年度）
中小企業者等	17%	税額控除14% 又は特別償却50%	22%	税額控除10% 又は特別償却30%
	10%	税額控除10% 又は特別償却50%	17%	税額控除5% 又は特別償却30%
中小企業者等以外の事業者 ※連携企業へ取組支援をした場合	20%	税額控除10% 又は特別償却50%	25% ※20%	税額控除8% 又は特別償却30%
	15%	税額控除5% 又は特別償却50%	20% ※15%	税額控除3% 又は特別償却30%

※1・中小企業者等とは、租税特別措置法第10条の5の5第3項第1号に規定する中小事業者又は同法第42条の12の6第2項第1号に規定する中小企業者。

※2・措置対象となる投資額は500億円まで。控除税額は法人税額又は所得税額の20%まで。

＜取組支援のイメージ＞




- 取組支援により、連携企業の炭素生産性の向上率が30%以上となる必要がある。
- 一定の要件を満たした場合、連携企業自身も本税制の適用が可能。

※3・サプライチェーン連携を実施している中小企業者等以外の法人をいう。

※4・連携企業とは、特定大企業のサプライチェーン上の国内の中小企業者等をいい、グループ会社を除く。

温室効果ガス排出量を算定し、GXに取り組むために必要な資金を融資

	国民生活事業	中小企業事業
対象者	<p>温室効果ガス排出量を算定し、GXに取り組む方であって、次の1または2のいずれかの要件を満たす方</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. GXにかかる取組みを開始した日の属する事業年度（設備投資を実施する場合にあっては設備の導入完了した日の属する事業年度）の翌事業年度から原則として5事業年度以内を目途に、炭素生産性の伸び率について年率平均1%以上が見込まれる取組みを図る方 2. 「2050年カーボンニュートラルに伴うグリーン成長戦略」における重要分野の課題解決に資する取組みを図る方 	<p>温室効果ガス排出量を算定し、グリーントランスフォーメーションに取り組む方</p>
資金の使途	<p>GX推進計画を実施するために必要な設備資金（更新・増強を含む。）および運転資金（温室効果ガス排出量の継続把握、第三者検証費用等を含む。）</p>	<p>グリーントランスフォーメーション推進計画を実施するために必要な設備資金（更新・増強を含む。）および長期運転資金</p>
融資限度額	7,200万円	<p>直接貸付 7億2千万円 代理貸付 1億2千万円</p>
利率	基準利率、特別利率	<p>設備資金 4億円まで（土地に係る資金を除く。）特別利率 運転資金 基準利率</p>
返済期間	<p>設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）</p>	<p>設備資金 20年以内（うち据置期間2年以内） 運転資金 10年以内（うち据置期間2年以内）</p>
ホームページ	<p>https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html#k06</p> 	<p>https://www.jfc.go.jp/n/finance/search/15_kankyoutaisaku.html#c09</p> 

脱炭素技術等による工場・事業場の省CO2化加速事業(SHIFT事業)

中小企業等の工場・事業場への脱炭素技術等の導入促進により、CO2排出削減を図ります

- ① 省CO2型システムへの改修支援事業(補助率:1/3、補助上限:1億円または5億円)
- ② DX型CO2削減対策実行支援事業(補助率:3/4、補助上限:200万円)

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kojojigyojo.html>

Scope3排出量削減のための企業間連携による省CO2設備投資促進事業

代表企業と取引先である連携企業(中小企業等)が行う省CO2設備の導入を支援

補助上限 15億円
(補助率1/3(中小企業1/2))

対象者 民間事業者等

主な要件 代表企業がGX率先先行宣言等

<https://www.env.go.jp/earth/ondanka/kojojigyojo.html>

二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金建築物等のZEB化・省CO2化普及加速事業

ZEB化に資する設備導入を支援
建築物ストック改修の効果調査を支援
建築物LCCO2削減の取組を促進

複数の公募に分かれているため、詳細はこちらのサイトをご確認ください。

<https://siz-kankyoo.com/>

脱炭素ビルリノベ事業

既存業務用建築物の外皮及び高効率機器等の改修を支援

補助上限額 1事業あたり10億円
主な対象設備 断熱窓、断熱材、高効率空調(業務用エアコン等)、制御機能付きLED照明器具、業務用給湯器、BEMS

<https://bl-renos.jp/>

省エネ設備投資利子補給金

新設事業所における省エネ設備の新設や、既設事業所における省エネ設備の新設・増設に加え、物流拠点の集約化に係る設備導入、更にはエネルギーマネジメントシステム導入等によるソフト面での省エネ取組に際し、指定金融機から融資を受ける事業者に対して利子補給。

バリューチェーン脱炭素促進利子補給事業

指定金融機関が行うバリューチェーン脱炭素/地域脱炭素のための設備投資に対する融資を対象に利息の一部を補給

ESGリース促進事業

環境省が定める基準を満たす脱炭素機器をリースにより導入した場合に、当初リース契約期間の総リース料(消費税及び再リース料を除く)の4%以下の補助金を指定リース事業者に対して交付。

更に、リース事業者、ユーザーのESGに係る特に優良な取組には1%上乗せ、極めて先進的な取組には2%上乗せ。

<https://esg-lease.or.jp/>

ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業

自家消費型の太陽光発電設備・蓄電池の導入等を支援

環境省ホームページ
https://www.env.go.jp/press/press_03858.html

(一財)環境イノベーション情報機構(執行機関)ホームページ
https://www.eic.or.jp/eic/topics/2025/st_r07c/1st/

問い合わせ先

九州経済産業局

カーボンニュートラル推進・エネルギー広報室

TEL:092-482-5467

bzl-qcn@meti.go.jp